

平成26年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程(第1号)

平成26年9月24日(水曜日) 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 5号 平成25年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 6号 平成25年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第43号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第44号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第45号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議について
- 第14 議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第15 議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第16 議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第17 議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第2 議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第3 議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第4 議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

○出席議員(8名)

1番 宮崎泰宗君	2番 細谷久雄君
3番 本多夕紀江君	4番 東海林繁幸君
5番 星川三喜男君	6番 山本得恵君
7番 柳澤雅宏君	8番 村山義明君

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	柴田弘君
総務課長	和田行雄君
総務課参事	吉田智一君
総務課主幹	野露みゆき君
まちづくり推進課長	遠藤義一君
まちづくり推進課主幹	藤田徹君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課技術長	山内功君
農業委員会会長	森川健一君
産業建設課参事	平中敏志君
産業建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	小林生吉君
保健福祉課主幹	矢上裕寛君
教育委員長	内田貞代君
職務代理者	
教育次長	青木彰君
会計管理者	藤井富子君
国保病院事務長	小林嘉仁君

国保病院事務次長 長 尾 享 君
こども館次長 遠 藤 美代子 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高 井 秀 一 君
議会事務局書記 田 辺 めぐみ 君

開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回中頓別町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、本多さん、4番、東海林さんを指名します。

議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会報告を行います。

平成26年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月8日及び9月11日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日9月24日から9月26日までの3日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会いたします。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりであります。

3、人権擁護委員候補者に対する意見について、討論を省略し、答申内容の適否を諮ることといたします。

4、一般質問について、通告期限内に通告したのは7議員であります。

5、町長提出議案の取り扱いについて、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号は、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査いたします。その他の議案は、本会議で審議いたします。

6、決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成25年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行います。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与いたします。

7、意見書について、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、山本議員から発議されます。「手話言語法」制定を求める意見書（案）は、本多議員から発議されます。軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書（案）は、細谷議員から発議されます。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）は、宮崎議員から発議されます。集团的自衛権行使容認など解釈改憲の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書（案）は、宮崎議員から発議されます。

8、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとしました。

9、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信いたします。あすから予定されている決算審査特別委員会も同様といたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月24日から9月26日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月24日から9月26日までの3日間とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画実施計画状況報告書（平成25年度事業分）、前期実施計画の第7回変更報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

また、平成25年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書につきましては、事前にお配りしておりますことをご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成26年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には何かとご多忙中にもかかわらず全員の出席をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思いますし、また行政委員の農業委員会の森川会長、そして教育委員会の教育委員長職務代理者である内田さんのご出席もいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、私から5点について行政報告をさせていただきます。

まず、1点は、平成26年度普通交付税の決定についてであります。本町財政の歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、この度、国の算定基準に伴い算定した結果、20億1,291万1千円（前年度22億7,096万円）となりましたので、ご報告をいたします。なお、交付額は、前年度交付決定額との比較で2億5,804万9千円、前年度と比較をいたしまして11.4%の減額となりました。減額の主な要因は、基準財政需要額算定経費の中で、「地域の元気創造事業費」が新たに創設され、小幅な増額要因となった一方で、平成23年度に創設された「地方経済・雇用対策費」が大幅に減少（約1億8,235万円）となったことが主な要因でございます。

2点目でありますけれども、大雨による被害についてであります。8月23日から24日にかけての大雨により、町内では住宅被害として床下浸水1戸、農業被害として農地の冠水約70ヘクタール、倉庫の浸水1棟（松音知地区）、農業用排水路での土砂堆積1カ所（豊平地区）、町道被害として兵安松音知線及び川向敏音知線で路肩、法面等の崩壊4箇所、普通河川稚宇遠川で河岸決壊が発生したので、ご報告いたします。なお、町道及び普通河川の被害につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業により復旧するため、一般会計補正予算に調査設計委託料250万円を計上したところであります。

3点目は、テレビ北海道放送エリア拡大についてであります。テレビ北海道放送エリア拡大に伴う知駒中継局の整備状況については、7月から工事が進められてきたところでありますが、この度、8月29日に試験電波が発射され、本格的な運用（開局）は10月10日となっております。

4点目は、新規就農者の営農開始についてであります。昨年8月より松音知地区の経営委譲希望農場において酪農研修を行っていた新規就農希望者の澤里尚広さんが委譲希望者との農場継承に係る協議も合意され、酪農研修も順調にカリキュラムを終了したことから、本年7月31日をもって研修を終了し、8月1日より農場の施設や機械、乳用牛等を継承し、営農を開始いたしました。なお、本町の新規就農者誘致特別措置条例に基づく新規参入者は、平成23年度に引き続き2例目となりました。

5点目は、看護師長の退職についてであります。本年4月1日から中頓別町国民健康保険病院の看護師長として勤務しておりました若杉看護師長ですが、家族の体調がすぐれず、家族の介助を要するとの医師からの指導により9月30日付けで当病院を退職されることになりました。若杉看護師長におきましては、就任直後から看護体制について積極的な改革を頂き、できるだけ長く勤務願いたいものと考えておりました。ご本人も中頓別町を非

常に気に入っており、長く住みたいとの意志でありましたけれども、事情が事情でありますので、引き止めることもままならず、退職を承認いたしました。

そのほかにつきましては、印刷物でご承知おきをいただきたい、このように思います。

○議長（村山義明君） 引き続き、教育委員長職務代理者から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

内田教育委員長職務代理者。

○教育委員長職務代理者（内田貞代君） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、平成25年度中頓別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を7月29日付けで議会に提出しましたので、報告します。

新外国語指導助手（ALT）について、外国語指導助手のブレアー・フィオナさんの1年間の契約が満了し、新たにパーション・ダリン・ヒデオさんが着任いたしました。ダリンさんは、米国ハワイ出身の23歳の男性です。8月4日からこども館、小学校、中学校等で外国語活動、外国語等の授業の補助に従事しています。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第5号 平成25年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第5号 平成25年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。よろしく願いいたします。議案の1ページでございます。報告第5号 平成25年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告いたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出はされません。実質公債費比率につきましては12.4%、前年度は15.8%でありましたが、12.4%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますけれども、監査委員からの是正改善事項のとおり、今後とも公債費負担適正化計画等に基づき公債費比率の逡減に努め、より一層の健全化を図りたいと存じます。

以上をもちまして報告第5号とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

報告第6号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第6号 平成25年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第6号 平成25年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 議案の4ページでございます。報告第6号 平成25年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告いたします。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率は発生しておりませんでした。

以上をもちまして報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

諮問第1号

○議長（村山義明君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、氏名、井野順子、63歳であります。

人権擁護委員である大場玲子さんが高齢のため12月の任期満了により退任したいとの申し出によりまして、後任としては井野順子さんを提案するものであります。

井野順子さんは、昭和46年に名寄市立名寄女子短期大学を卒業後、小学校教諭として

21年間、中学校の教諭として19年間務められ、平成23年3月に定年されて、現在に至っております。この間さまざまな方々の協力や支援を受けて教員生活を送り、その中から社会的弱者と言われる方々が生活上抱える課題が大変多いことに気づいたと、このように言っておられました。このようなことで、井野順子さんにつきましては人権擁護委員としてご活躍をいただけるものと、このように思って今回の推薦をいたしたところでございます。

なお、ここ数年の間に人権擁護委員の方にご相談があった件数は数年間で1件しかないと、このような話も聞いております。そういうことで、今後研修等を通じた中で井野順子さんが人権擁護委員としてご活躍いただけるものと、このように考えてご提案申し上げますので、ご意見をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑は終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は、適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは有害鳥獣の駆除についてと土曜授業について、2点ほど質問させていただきます。誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を求めていきたいと思っております。

それでは、1点目の質問の有害鳥獣の駆除についてお伺いをいたします。最近市街地の夕暮れ時に町内各所でカラスが交差点付近の電線に数え切れないほど羽を休め、ふんをアスファルト道路に落としており、環境上からも非常に不衛生な状況である。また、住宅地にもキツネの姿を多く見かけるようになり、特にエキノコックス感染が心配される。今後ますますふえ続けると予想される野生動物類、住民生活に最も密着している環境対策として駆除を実施すべきと考えるが、町はどのような有効かつ効果的な対策を考えているの

か何う。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の有害鳥獣の駆除について、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） おはようございます。ご答弁させていただきます。

カラスにつきましては、毎年4月から7月の産卵期に人に対する危害を与える可能性のある場合に手取りで卵とひなの駆除を実施していますが、それ以外の目的で成鳥の駆除は行っていないというのが現状であります。キツネにつきましては、エキノコックス症の感染予防のための捕獲を続けており、昨年度途中までは保健所に検体として出すか、捕獲したキツネを人家から離れた山林に放すだけというような対応をしておりましたが、ご指摘のとおり頭数もふえている現状から、現在は捕獲したものについての殺処分を行うようにしているところであります。今年度はこれまで6頭の捕獲を行っておりますが、市街地ではなかなか箱わなに入らないなど、対策に窮している現状があるということであり、今後についてであります、現時点では検討できていないというのが現状でありまして、まず被害の状況や発生の原因などについての確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

私は、有害鳥獣駆除を適切に行っていくためには、まず野生動物の現状の把握が重要であると思います。そこで、ただいまのご答弁を伺いまして、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、カラスについて伺います。カラスの被害といえば、昔は農作物が代表的なものでしたが、カラスという鳥は非常に頭のよい鳥で、最近では人間が出す生ごみの時間を記憶し、要領よく餌を手に入れようとしています。また、人間もごみ捨て場にネットを張ったり、手を打つのですが、カラスの被害防止にはまだまだ至っていないのが現状で、ごみ捨て場にたまたま生ごみが散乱したり、それだけにとどまらず、夕方電線に音楽の五線で描く音譜のような状況で数え切れないほど羽を休め、大きな群れで鳴く声に日々悩まされています。そこで、町として今までにカラスのねぐらはどこで、どのぐらいの個体数があるのか個体数調査を行ったことがあるのか、またカラスのふん害等を少しでも減らすために箱わなによる捕獲駆除を実施できないものか。私は、住民が今一番望んでいることはカラスの環境対策だと思えます。非常にふんがあちこちにばらつかれて、それが清掃されることもなく、雨が降ってやっと消えていくというような状況であります。また、中頓別町環境基本条例の第20条には、町は健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する環境づくりのために必要な対策を講ずるものとする書かれています。私は、カラスのふん害が一番大事な中頓別町の環境対策だと思えますが、町の考え方を伺います。

2点目は、キツネについて伺います。ことしは特に中頓別町の住宅地にキツネが頻繁に出没しており、本来山で生活していたものが町まで出てくるようになったのは、環境を壊した人間の責任だと私は思います。そして、以前と比べて人を恐れず、人なれしてきたようにも見えます。そこで心配なのがエキノコックス感染であります。キツネを見ることが多くなると、特にキツネの持っているエキノコックスが人間にうつる可能性が大きくなります。キツネの持っているエキノコックスが人間にうつると症状が出るまでに5年から15年かかり、薬での治療はできなく、切除しか方法はないそうです。私も毎朝犬の散歩をしておりますが、当然犬もふんをいたしますから、ふんも処理しなければなりません。しかし、その中でこのごろ非常に歩道に落ちているキツネのふんの多さが気になります。また、子供たちが遊ぶ公園だとか、家庭菜園、住宅の周りに頻繁にキツネが歩いており、ふんも散乱しております。中頓別町をこれから背負っていく子供たちが公園で遊んでいる姿を時折見ますが、極めて感染の心配があると思います。以前はエキノコックス症に対する予防策が町民に周知されていたところではありますが、今日人なれ、人との接触も考えられたとき、生ごみ類の管理や餌づけをしないなど基本的なことを含め、町民への対策がぜひ必要と思いますし、被害があったら駆除するのではなく、重点的にある程度場所を限定してキツネを駆除することも私は必要なことではないかと思いますが、町の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、基本的な認識といたしまして、カラス及びキツネの生活環境に対する影響については課題として認識しなければならないというふうに考えております。ご質問がありましたまず個体数の調査に関してでありますけれども、これについては実施していないというのが現状であります。ねぐらとしては、神社裏の林だとか、そういうところがあるというふうには聞いていますけれども、それ以外のねぐらの実態とかというのを全体として把握しているというような状況にはありません。実施方法等についても正直まだ私のほうでもよくわからないところがありますので、可能かどうかを含め、まず検討させていただきたいというふうに思います。

それで、ふん害ということでの認識については、先ほど申し上げましたとおり課題というふうに認識しております。それに対して、箱わなによる駆除というご提起がありましたけれども、果たしてこれが効果があるのかどうかということについても検証が必要かなというふうには思います。先ほどもおっしゃってございましたけれども、カラスについては大変知能が高いというか、いろんな駆除対策をとってもなかなかうまくいかないという実態があって、最終的には餌の量によって個体数が決まると、つまり町内にカラスの餌になるものがある分だけ地域の中にカラスが生息するというような実態があるというふうに伺っておりますので、まず餌減ですね、ここをどのようになくしていくかということが一番の課題ではないかというふうに思います。駆除をしても結果的にはその分だけまたふえていくという状況になるのではないかというふうにも考えます。この辺については、カラスの

生態を含めて十分検討した上で考えていく必要があるのかなというふうに思います。電線の被害についても、北電にもちょっと問い合わせをしましたけれども、巣をつくったりするときにはそれが二度とつukられないような対策を講じるけれども、全ての電線にとまれないようにするとかというような対策についてはさすがに困難というようなお話でありましたし、仮に電線にそういう対応をしたとしても、結局違う場所へ移動するだけというような認識を持たれているというふうにご説明を受けております。まず、生態の調査を踏まえて、対応についても考えていきたいというふうに思います。

それと、キツネにつきましては、特に中頓別市街地でも頻繁に出没をし、去年、おととしあたりでは実際に人の持っている買い物袋などをとろうとして襲うというような被害の実態もありまして、それまではとつても山に返して、結果としてはまた戻ってきているのではないかなというふうなお話だったかなというふうに思いますけれども、今は少しでもそういう被害があった個体については、捕獲した後は殺処分をするというような対応をしています。ことしにつきましても、市街地で箱わなを猟友会の会員の方にも協力をさせていただいて試みたところがありますけれども、なかなかわなに入らないと、入ってもうまく逃げ出してしまうというような実態があったということでもあります。捕獲方法について十分考えながら、でき得れば猟友会の方などの協力を得られれば望ましいかなというふうに思っておりますけれども、まずそういう対応について検討していきたいというふうに思います。それと、これは私どものほうでも現場をきちんと確認できていないので、何とも言えませんけれども、町民の中からはキツネに餌を与えている方がいるというような情報が寄せられているところがあります。これにつきましては、毎年広報でもそのようなことをしないようにというふうにお願いをしているところでもありますけれども、その辺はさらに徹底をしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。同じように、キツネの生態等を十分踏まえて今後の対策について考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

きょうは有害鳥獣の駆除についての一般質問ですので、再々質問では深刻な被害をもたらしているアライグマについて伺います。アライグマは、北米原産の動物で、日本にはもともといないいわゆる外来動物であります。その被害は深刻なもので、あと数年もすれば全国に生息区域が広がり、その被害というのは農作物でなく、住居への侵入など多様化すると予想されます。私の家でも、毎年5月の上旬ごろから家の周りにハウスをつくって家庭菜園を行っております。大きなハウスではトマトとかナスビとかキュウリなどを栽培、スイカなどは小さいハウスで育て、大きくなってきた時点でハウスを取って露地栽培を毎年やっています。ことしも8月に入り、12個のスイカがなりました。あと二、三日で孫も帰ってくるし、そろそろ収穫時期かなと思ったその夜から毎日1個ずつ被害に遭い、アライグマが食べた後キツネが、そして最後は空からカラスがちゃんと片づけてくれました。私も周辺に柵を立てて何度か抵抗を試みましたが、我が家で収穫したのはスイカ1個

だけでした。春から丹精込めてつくってきたスイカがことしはアライグマに全滅されました。こんなことは、今まで私のつくった家庭菜園の中ではなかったはずなのです。どれだけ中頓別町にアライグマがふえてきているのか、心配な限りです。また、町外へ転出された人の住んでいない空き家、納屋などが町内にはかなりありますが、そこをアライグマが根城として、その近所の畑に入って作物を荒らすという状況も見受けられます。春先に1度の出産で五、六頭出産するアライグマ、気性が荒く、繁殖力が強く、多様な環境に適合し、天敵がないことから生息地が拡大し、在来の生態系への被害も危惧され、一層の被害防止策が必要と思い、次の2点について伺います。

1つ、町内における近年のアライグマによる被害の傾向と状況、2つ、従来講じてきた被害防止策とアライグマの捕獲数及び今後の取り組みの方針をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） アライグマの対策につきまして私のほうから回答申し上げます。

アライグマにつきましては、中頓別町では平成21年度から捕獲の実績が出てきておりました。平成26年度、ことしの今までの捕獲実績としては9月22日現在で27頭と、記録をとってから一番多いという状況になっています。被害の状況としましては、農家の牛舎内の飼料を荒らされるという被害が最初だったのですが、徐々に家庭菜園のほうへ被害が広まっているという状況になっております。細谷議員からもありましたが、アライグマにつきましては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律というもので特定外来生物という指定をされておまして、見かけた際には全て駆除ということが国としての方針であります。どこに巣があるかということが正直つかめないというのが実態でありまして、本町にどの程度生息しているかというのは今現在なかなか判断するのが難しいという状況であります。今現在の捕獲の取り組みにつきましては、被害のあった箇所に町で保有している箱わなを設置して対応していますが、箱わなについては現在11台を所有しておりますが、ほぼ今出てしまっているという状況でありまして、なかなか被害を防止するということにはなっていないという現状であります。町としましては、アライグマの捕獲につきましては、この法律によりまして講習等を受けた方につきまして防除従事者として認定されまして、防除の対応ができるという形になっておりますので、現在本町では52名の方が防除従事者として登録されております。こういう方たちをこれからもふやしていったって、アライグマの対応を町だけではなくて町民の皆さんの力をかりて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に、きょうは有害鳥獣の駆除について伺いましたが、有害鳥獣であっても生態系には十分配慮しなければならないと私は思いますので、実施する際には十分調査検討を行い、駆除を行っていただきたい。また、現在中頓別猟友会

は私を含めて6名です。高齢化が進み、ハンターの数も減少しています。今後の有害鳥獣駆除を考えるのであれば、行政として若手ハンターの育成、これも今後の課題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目の質問を終わりたいと思います。

2点目の質問は、土曜授業についてお伺いいたします。学校週5日制は、平成4年の月1回の実施から10年の歳月をかけて平成14年には完全実施されたが、近年各地で土曜授業についての検討を進める自治体が多いように見受けられる。特に道内の小中学生は、家庭での学習時間が比較的短く、テレビゲーム、インターネットに費やす時間が長い傾向が見受けられ、昨年度道教委は土曜勤務の教員の休日を夏、冬の長期休暇に振りかえる制度を新設した。そこで、中頓別町の今後の土曜授業のあり方について教育長の率直な考えを伺う。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

文部科学省では、土曜日の教育活動について昨年9月に土曜授業に関する検討チームの最終まとめ案を公表いたしました。土曜日において、子供たちに学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域の全ての大人が連携し、役割分担しながら取り組みを充実させる必要など、基本的な考え方が示されたところであります。土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容などにより幾つかの形態に整理され、その形態の一つが児童生徒の代休日を設けずに土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う土曜授業や学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど教育課程外の学校教育を行う土曜の課外授業とも呼ぶべき形態、また教育委員会など学校以外が主体となって希望者に対して学習等の機会の提供を行う土曜学習とも呼ぶべき形態など、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現する内容となっています。これらのことを踏まえながら、道内、管内で試行的に実施している自治体を把握し、教育委員会としてどうすべきか検討してまいりたいと考えます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

完全学校週5日制が平成14年から始まり、12年が経過しました。その趣旨は、週休日である土曜日に子供を地域や家庭に帰して、社会体験や自然体験、文化、スポーツ活動などさまざまな活動を学校、家庭、地域が連携協力して経験させて、健全育成を図るとともに生きる力を育てることを目標とした教育システムであります。その間、学力低下批判や平成16年に公表されたOECDの学習到達調査で日本が順位を落としたため、ゆとり教育は誤りであったとの指摘が続き、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で全面実施された新学習指導要領では30年ぶりに授業時間が増加、学校週5日制は維

持されたまま授業時間は増加に転じているわけですから、当然月曜日から金曜日までの時間割りが窮屈になったり、今まで行われてきた学校事業が取りやめられたり縮減されていると聞いております。

そこで、次の2点について伺います。完全学校週5日制が平成14年から始まり、12年がたちますが、教育委員会として教育効果や問題点についてどのように把握していますか。

2番目、昨年度、中頓別小中学校において土曜日に実施されている授業や行事は年間どの程度実施されているのか伺います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） まず、1点目の学校週5日制の12年間経過した効果、問題点等でございますけれども、先ほど議員も言いましたように平成23年度と24年度から授業数が増加してきております。学校においては、授業時数を変更して対応しているところであります。全国学力・学習状況調査を見ますと、学力の一部分ですが、やはり全国、全道に比べて低いという状況が出ておりますので、そういった課題、問題点がありますので、その部分について学校として授業の改善等に取り組んでいるところでございます。

それから、土曜日に実施されているものですが、平成25年度の……ちょっとお待ちください。済みません。

○議長（村山義明君） 休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を再開します。

柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） 平成25年度の土曜日に実施されている行事等ですが、小学校は土曜日に実施されている授業はありません。中学校は、中体連、それから授業参観、懇談会などが行われております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

土曜授業の実現は自民党の政権公約の一つであります。ベネッセ教育研究開発センターが朝日新聞社と共同で行った調査によると、7割を超える保護者が完全学校6日制、土曜日の完全復活か隔週学校週5日制、隔週での土曜日の復活のいずれかを選んでいました。また、同じ質問を教員にしたところ、実施しないほうがよいが7割に上り、また実施したほうがよいという回答をした教員でも月2回以上とした割合は10人に1人にすぎませんでした。なぜ教員は土曜授業に否定的なののでしょうか、土曜授業を実施しないほうがよい理由を複数回答で尋ねたところ、子供や教員にとって負担になるからが7割を占め、保護

者でこれを挙げたのは3割にとどまっていますから、子供より教員自身の負担が大きいということでしょう。ただし、負担ということに関しては注目される結果があります。土曜授業を実施したほうがよいと回答した教員にその理由を聞いたところ、平日の6校時目を土曜日に振り分け、子供や教員の平日の負担を減らせるからが6割に上っています。ちなみに、道内の小中高は平成24年度はゼロだったが、本年度は小学校48校、中学校27校が土曜授業を行っています。また、高校も平成24年度の3校から本年度は24校と大きく伸びています。

そこで、次の点について伺います。教育委員会では土曜授業について児童生徒、教員、保護者などへの調査は実施していますか。調査されていないならば、今後の実施の有無についてどのように考えているのか、取り組み方策を伺います。また、私は教育委員会として何らかの話し合いのテーブルにのせ、検討を進めていくべきだと思いますが、教育長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 柴田教育長。

○教育長（柴田 弘君） お答えいたします。

土曜授業の調査について保護者や学校等には行ってはおりません。学校とも十分話し合いをしながら、調査すべきかどうかも含めて今後検討していきたいと思います。具体的な取り組みの方策ですけれども、土曜授業のやり方は3方式を先ほど言いましたが、どのような方式がこの地域で合うのかということや、また国の考え方も含めて、今後そういった中身を含めまして方策等も検討していく考えでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に、私は土曜授業については負担感ということも確かであろうかと思いますが、逆に平日5日間の負担感の軽減になると考えております。それは、子供たちでなく、学校にとっても教員の皆さんにとっても共通で言えることだと感じております。先ほどの調査物の回答の中に、保護者のほうは7割程度が賛成しております。ぜひとも土曜授業の今後のことにつきましてはさらなる研究をしていただき、できるだけ早い時期に調査をして、土曜授業が中頓別町でも何らかの形でできるような方向性へ向けて検討していただけることを希望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（村山義明君） それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号3番、本多さんの一般質問を始めます。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号2番、議席番号3番、本多でございます。きょうは、必要なサービスを利用できる介護保険制度にということで質問をいたします。

6月に成立した地域医療・介護推進法で医療や介護保険が大きく変わることになります。高齢者の多い当町にとって介護保険制度の見直しは影響が大きいものと考え、次の点を伺います。

、要支援1、2の人が利用するホームヘルプサービスとデイサービスが介護保険から外され、市町村の事業に移行するという事です。事業、サービスの内容、それを担う人材の確保、利用料についての考えを伺います。

、特別養護老人ホームの入所が4月以降、要介護3から5の人に限られますが、事情により特例入所も認めるとのことだそうです。ですが、その目安は不透明です。町としてどのように関与されるのか。

、地域ケア会議が2015年度から法制化されるが、当町ではどのような運営内容になりますか。

、施設利用補助の見直しで、特別養護老人ホームや老人保健施設の利用者負担は具体的にどのようになるのでしょうか。

、当町には特別養護老人ホームと養護老人ホームがありますが、それぞれの待機者数と介護度を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員の必要なサービスを利用できる介護保険制度にの質問につきまして、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、介護度が要支援と判定された方のホームヘルプサービス、デイサービスは、新たに介護予防・日常生活支援総合事業として従来同様のサービスを行うほか、新たな形態でのサービスも想定されています。人材、利用料を含め、利用者のニーズに合わせてきめ細かく対応できる仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

2点目であります。特例につきましては、認知症や単身者で在宅生活が困難な方などが想定されております。特別養護老人ホームに限らず、できるだけ希望に沿ったサービスが受けられるよう、町としても関係機関と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

3点目でありますけれども、地域ケア会議は、地域包括ケア実現のため有効とされ、介護保険法で制度的に位置づけられます。本町では、これまでも医療、介護両関係者のほか、消防や担当者レベルの地域ケア会議を毎月行うほか、困難なケースに関してはその都度関

係者で対応を検討するケース会議を開いて必要な対応を図ってきているところであります。今後も多職種連携によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークを強化していけるよう、地域包括ケアの実現に向けて対応していきたいというふうに考えております。

4点目でありますけれども、一定の所得以上の方の利用料が1割から2割に引き上げされるほか、低所得者に対する補足給付についても所得要件として資産が勘案されるなどの方向で検討されているというのが現状であります。

5点目でありますけれども、9月16日現在ということで表にまとめさせていただいておりますけれども、特別養護老人ホームにつきましては待機者については総数26名、うち町内の方が18名、これは特別養護老人ホーム長寿園ということでありまして、こういう実態であります。要介護度1の方7名、要介護度2の方が6名、3の方が7名、4の方が6名、町内についてはその下の数字のとおりであります。養護老人ホームにつきましては、待機者総数で12名、うち町内の方が10名ということで、介護度の関係につきましては未判定の方が12名のうち8名、町内の方は10名のうち6名、要支援1が1名、要支援2が3名、待機者、町内同数であります。

以上、簡単でありますけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、再質問をしたいと思います。

介護保険事業から地域支援事業に移るということは、自治体の力量任せになってしまい、自治体間の格差が今以上に大きくなったり、サービスの質が低下することはないかということが心配です。また、一定の所得以上の方の利用料負担が2割に上がるということは、介護サービスを非常に受けづらくするもので、自己責任を押しつけるものになると思うのです。

そこで、次の点を伺いたいと思いますけれども、答弁の について、要支援の方のホームヘルプサービス、デイサービスは従来同様のサービスを行うということですが、従来同様のサービスの方法がずっと継続できるのでしょうか。それから、新たな形態でのサービスも想定されているということですが、その内容について伺いたいと思います。

もう一点ですが、介護保険から外れるということは地域の事業として自由な発想ができるということでもあるのではないかと思います。そこで、小さい町だからこそできる高齢者の人たちが喜んで参加するような事業とかサービスをぜひ行ってほしいと希望します。例えば体力の維持増進、ロコモの予防ということで定期的、継続的に体操教室のようなものを開催する。孤立感の解消にも大いに役立つと思います。2つ目ですが、食事の問題が高齢者にとって大変大きな課題だと思うのです。そこで、食事提供のあり方をぜひ検討してもらいたいと思うのですけれども、高齢者で心配になってくるのが低栄養ということだと思うのです。そういう心配は、体は元気で特別に悪いところがなくとも

80歳も過ぎたら1日3食の食事の支度は大変な苦勞だと思います。高齢者の方は皆さんおっしゃっています。1人の食事なら何でもいいのだけれども、配偶者とかほかの家族がいるとそういうわけにもいかないということで、大変苦勞されている話は何回も聞きます。今は食事の提供ということでは1食500円の弁当が週3回、頼めば配られるのですけれども、コンビニ弁当はそれよりも安いということで利用される方もいらっしゃるのです。そこで、みんなが集まったの食事会のような方法で高齢者に食事を提供できないか伺いたいと思います。老人ホームの待機者もやっぱりかなり多いと思うのですけれども、みんなが集まって体力をつけるために頑張る、みんなで集まって楽しく食事をするということが孤立感や不安感の解消、それから食事の悩みの解消にかなり役立つのではないかと考えて伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、ホームヘルプサービスと、それからデイサービスの関係でありますけれども、今まで要支援の1、2については介護予防の給付ということで取り組んでいたのが新たに事業に移行するということが制度としての大きな改正点でありますけれども、その事業の中では介護予防、訪問型については従来型の訪問に加えて、従前よりも緩和した基準によるサービスであるとか、住民主体による支援であるとか、短期的な集中して行うようなサービス、あるいは移動支援といったようなものもこの事業の中に入ってくると。介護保険外ということではなくて、介護保険制度の中の一環でありまして、給付から事業に移行されるというふうにご理解をいただければいいのかなというふうに思います。その中で、おっしゃったように従前よりもこの事業の中で多様なサービスが行える仕組みになっているということで、財源的にも従前の枠と同様であります。そういった中で、格差や質の低下ということをご心配いただいておりますけれども、そのようなことがないように、住民のニーズに適切に対応できるような新たなサービス体系というものを考えていけるようにしていきたいと思います。お話にもありましたけれども、提供主体の中で住民のボランティアとか、あるいは既存の資源である保健師の訪問など、そういった要素も充実の中には不可欠であるというふうに思っています。そういった関係機関とも協力をいただけるよう協議をしながら、サービス全体を考えていくというふうな取り組みを進めていく必要があるかなというふうに思っています。

その中で、具体的に運動系の話と、それから食事に関する具体的なご提案もありました。既存事業でも取り組んでいるところがありますけれども、運動系、口コモ対策を含めて今の事業についての評価を踏まえて、今後の対応について考えていきたいというふうに思います。食事につきましては、現在500円の負担については負担としては適切ではないかという考え方に立ってこれまで事業を行ってきているところであります。この辺の実態としてはかなり利用者が少ないという点もありますので、今後のありようについては検討が必要かなというふうに思っています。食事会とかそういうことにつきましては、社協を含めた地域福祉活動とも一体的な取り組みが必要かなというところでありまして、関係機関

とも十分協議をさせていただいた上で、可否について検討していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

介護保険制度が大きく変わったところで第6期介護保険ということになるのですけれども、第6期介護保険計画への対応について伺います。1つ目ですけれども、ニーズ調査、以前にニーズ調査をやっているということをお聞きしたのですが、これはこの計画に生かされるでしょうか。

2つ目ですけれども、認知症の実態把握と対処法は6期の計画に明記されているか、また明記されるのでしょうか。

3つ目として、介護保険料の見込みはどうなりますか。今は基準額が4,000円で、ほかの地域と比べると安いほうだとは思いますが、中頓別町内では25の介護サービス中、実施されているのは8サービスです。第5期の計画で検討が必要とされていた訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリは、第6期では実施できる見込みなのでしょうか。ここは、事業所やサービスを自由に選ぶわけにもいかない地域です。そういう地域でもありますので、介護保険料としては少なくとも据え置くべきではないでしょうか。

4つ目ですけれども、先ほどの地域支援事業のことですけれども、お弁当の500円は適切というお考えのようだと思いますけれども、地域支援事業としての利用料は基本的には無料とすべきではないかと考えています。高齢者の方は、非課税世帯の方が大部分だと思えます。利用料がかかるとなると、どんなにいい内容のものであっても参加を控えざるを得ないということも実質的にあると思えます。保険料は据え置くべきだ、利用料は無料にするとか、そういうことを言う理由と伺いますか、わけですけれども、26年度の交付税の決定額が当初予算よりも3億円も多いということなのです。つまり26年度の全部の予定事業を予定どおり実施しても3億円以上余るということではないのでしょうか。実際に幾ら余るかはわからないにしても、その10分の1ぐらいでも使えば介護保険関係と伺いますか、向こう3年間の保険料据え置きとか地域支援事業の無料化は可能ではないかと思うのですけれども。

以上の点を伺います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） まず、1点目のニーズ調査でありますけれども、これは計画に反映すべく、今取りまとめたものを計画に見合うように整理をかけているところであります。

それと、認知症につきましては、昨年度から研修会等に取り組んでおりまして、今の段階で具体的なお話はできかねますけれども、これに関する対応というのは重要であるということ踏まえた対応を図っていきたいというふうに考えています。

それから、介護保険料につきましては、前にも施設利用者が伸びていて介護保険の給付

が膨らんでいくというお話をさせていただいたことがあったと思いますけれども、基本的には施設の利用については同様な状況にあります。ただ、その分在宅のサービス利用が若干減っているというのが現状なのですけれども、もっと在宅サービスについては広げて予防事業に十分取り組んでいく必要があるという認識でありますので、そういった介護保険における事業総体をしっかり捉えた上で保険料算定をしていかなければいけないという認識を持っております。必ずしも据え置きを前提にというふうにはならないのではないかと、いうふうに考えておりました。持続できる制度としてしっかり、もちろん住民の負担も踏まえた検討をしていくという考え方に立ちたいというふうに思います。

それから、地域支援事業の利用料を無償にというお話でありましたけれども、地域支援事業そのものも総枠について一定の制約があって、その中で取り組んでいくというところがあります。基本的には、やはり適切な利用料の負担をいただいて必要な事業を実施していくという考え方に立つべきではないかというふうな認識を持っております。交付税のお話についてはまた別に答弁があるかもしれませんが、基本的には介護保険については介護保険の制度として持続できる財政の考え方に立った計画、運営を図っていくべきであるというふうな考え方に立っていきたいと思います。

それと、答弁が1点漏れましたけれども、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリが第5期の中で課題としてあったということで、この中で第5期の中でどれも実現しなかったサービスであります。訪問看護やリハビリテーションの問題については、いろいろ協議はしてきていますけれども、まだ実施に向かってのことができるという考え方は持ち切れていないところがあります。ただ、第6期に向かって、改めてこういった課題についても検討していくというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 交付税のお話がありましたので、適切なお答えになるかどうかはわかりませんが、一応ご答弁をしたいと思います。

先ほど言われたとおり、予算額に比べて3億円を超える交付額があるということであり、監査委員会からのご指摘のとおり、先ほど健全化判断比率の審査意見書の中でも申し上げましたけれども、一応早期健全化基準は下回っておりますが、今後も公債費負担適正化計画に基づいて公債費比率の逡減に努めよと、一層の財政の健全化を図られたいというご指摘がございました。今現在、まだ地方債の総額としては約40億円を抱えているわけであり、また、今後公営企業等への繰り出しが幾らになるかまだわからないという中で、3億円程度の留保財源があったとしても、それは非常に安心できる額ではないのではないかなというふうに考えております。一応交付税及び今後の財政運営については、そのように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、山本さん。

○6番(山本得恵君) 受け付け番号3番、山本です。私は、ふるさと納税についてお尋ねをしたいと思います。

居住地の住民税や所得税が一部控除されるふるさと納税制度の利用が大変ふえているそうです。道内自治体でも15億円を突破したと報道されております。政府も近く打ち出す地方活性化策の一つに制度の拡充を据える考えで、控除額を現在の1割から2割にする案が浮上していると言われておりますが、町の考え方について質問いたします。2項目について質問したいと思います。

まず、1項目は、ふるさと納税制度の現状についてお尋ねをします。

2項目は、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 山本議員のふるさと納税について、和田総務課長に答弁をいただきます。

○議長(村山義明君) 和田総務課長。

○総務課長(和田行雄君) ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますが、本町ではふるさと納税制度のスタートに合わせて、中頓別町ふるさと応援寄附条例、これは20年6月23日制定でございますが、これを制定し、豊かな自然環境の保全及び活用に関する事業など、条例に定められております5つの使い道に沿って寄附を受け、基金として積み立ててきております。平成20年度から25年度までの寄附の総額、実績でございますが、726万5,000円、件数は29件というふうになっております。町では、寄附者の意向を尊重しながら、これまで教育、環境分野などの事業財源といたしまして726万5,000円から189万円を取り崩し、基金の現在高は平成25年度末で539万1,000円となっております。

2点目でございます。政府が来年度から現在のふるさと納税に係る寄附金控除の上限額を2倍に引き上げたり、手続の簡素化などの検討に入っていることから、自治体にとってはより寄附を得やすい環境になるのかなというふうに考えております。ただ、本来は自分が生まれ育ったふるさとへの恩返し、地方と都市の税収格差の是正を目的に導入された制度でありまして、寄附を獲得するために費用対効果を度外視した高額な物で釣る方式の寄附は納税者の自主的な納税意思を阻害するとともに、個人の嗜好によって納税先が変わることになりまして、自治体間の財政偏在、格差をあと、ひいては制度の乱用につながるおそれもあるのかなというふうに考えております。ただ、本町といたしましてはこれまで紙でしか寄附の呼びかけは行っておりませんでした。寄附の呼びかけをホームページに掲載するなど、これは既に掲載済みでございますが、情報発信に努めるとともに、今後特産品開発などに努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長(村山義明君) 山本さん。

○6番(山本得恵君) まず、1点目でありますけれども、20年から6年間ですか、6

年間に29件で726万5,000円であります。これを件数で平均しますと、大体1件について25万円ぐらいになります。結構高額な寄附だと思いますけれども、1件の最高額寄附金というのはどれぐらいあるのか、まず1点。

寄附していただいた方に何かお礼をしていると思います。これは、この寄附総額の中に189万円という用途がありますが、このための経費がこの中に入っているのか、1点。

このお礼をする場合には、寄附金額によって違うのか、また寄附してくださった方には一律にそれ相応のお礼をするのか。この条例を見ますと1件当たり5,000円以上というふうになっておりますけれども、1件当たり5,000円以上、5,000円であった場合は寄附金の何%ぐらいをお礼とするのかについてお尋ねをします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、6年間で最も高額な寄附の額はということですが、平成25年度にお一人、65万円という方がいらっしゃいます。2番目は、平成20年度に50万円という方もいらっしゃいます。その辺が最高額かなというふうに思っております。

それから、寄附に対するお礼でございますが、答弁の中にも少しあるのですが、物でお礼というのはうちの場合はしておりません。お礼状をお出しするということでございます。お礼状と、それから税額控除の証明書をお送りするということでございます。この189万円につきましても純然に事業に充当させていただいた額だというふうに捉えていただきたいというふうに思っております。よろしいですか。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 道内の場合、どこの市町村でもやっぱりふるさと納税に対するお礼というものは大概その名産品、ブランドのものをお返しをしているというふうに新聞紙上でもよく言われております。この答弁の中にも物で釣るというふうになるのであるというふうな意味合いに私は理解したのですが、やっぱり物を得るためには餌が必要だと思うのです。この餌によって、今北海道で一番ふるさと納税の多いところは上士幌町というふうに言われております。13年度で1年間に約2億5,000万円ぐらい。ここの餌は、和牛だそうです。皆さんもご存じのように、上士幌町といってもそんなに大きい町ではない。私も何回か行ったことはあります。人口にしても大体五千四、五百人ぐらいですか、面積的にいっても中頓別町よりちょっと大きいぐらいの町で、全く無名の和牛がふるさと納税によって一躍ブランド化してしまった。今その生産が追いつかないというのです。だから、物で釣るというような、これをしなかったら、これはなかなかいい獲物は釣れません。余り消極的にやっても、今言う上士幌町あたりは年間2億5,000万円という相当大きい財源になると思います。中頓別町だって26年度の普通交付税、11.4%ぐらいですか、削減をされるというふうになっておられるようですけども、思い切った取り組みをしないと、6年間で29件というのは私は本当に残念だと思います。だから、今後この取り組みについては、答弁の中でも特産品開発などに努力していきたいとありますけれ

ども、努力だけではだめなのです。やっぱり思案して実行に移らなかったら。私は、これからふるさと納税は大きな税収になると思うのですけれども、中頓別町にもっと強力的に取り組んでもらいたい、このように思いますが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私から答弁を申し上げます。

まず、今上士幌町の話が出ました。数日前に北海道新聞に、上士幌町の町長がふるさと納税で2億7,000万円ぐらいあるよと、こういう話をされていました。書いてありました。そのうち7割はかかる経費に使用していると、3割が残るだろうと、このように書いてありました。これからもふるさと納税の寄附を全国からいただけるように努力するのだと、こういう話を書いてありました。ところが、その右側のほうに東大の名誉教授である神野さんが、ふるさと納税の趣旨は言えば物でお金をもらうのではないのだと、こういう話を書いてありました。また、テレビの中で、もとの総務大臣、片山前総務大臣が神野さんと同じような話をされておりました。基本的にふるさと納税のスタートのときは、その出身者が、もしも中頓別町の出身者が都市にいて税金を納めるような人がいれば、納める部分を出身の地元の町に寄附をして、そうして自分のそのまちに納める税額を控除してもらうと、こういうのが趣旨だったのです。それがだんだん変わってきました。今もお話ししたとおり本当に変わってきて、物で釣るという時代になってしまったのです。それがいいのかどうなのかというのは、今お話ししたとおり片山前総務大臣なり東大の名誉教授の神野さん等々の話からいくと、やっぱりそれは不公平だろうと。それぞれのまちがまちを運営するための基本的なものは税金であると、それで足りない分は地方交付税で財源付与しているのだと、そういうことからいくと趣旨が変わってきてしまっていると、こういうお話をしているのが基本的な考え方でありまして。それがいいのかどうのかは別にして、町村の財政運営を担当している私どもからいくと、はっきり申し上げて少しでも寄附は多くもらいたい。ただ、そのために中頓別町で何が土産として出せるのかと、こういうこともありますので、和田総務課長が答弁したとおり、今後の課題としてもう少し詰めていく必要があるのかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君）（録音なし）.....

○議長（村山義明君） これにて山本さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。当町も農産物の収穫の時期になりましたので、農産物の地産地消についてお伺いします。

地産地消における農産物の各給食施設での利用について、本年度はどの程度拡大されるのか、また町内の全給食施設で利用されるのか、見通しについてお伺いします。

また、多機能型事業所D O以外の一般町民からの協力は得られたのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の農産物の地産地消について、平中産業建設課参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

町、JA、宗谷農業改良普及センター、天北厚生園で構成しております中頓別町地域内農産物生産と給食を結ぶプロジェクト推進協議会では、平成22年度から地元産の農産物を給食用の食材として利用していただく事業を推進しております。昨年度までは実証圃場で生産された農産物を提供していましたが、本年度からは天北厚生園多機能型事業所において給食用食材として栽培される農産物を提供するという位置づけで取り組みを進めております。作付面積も大幅にふやし、収穫量を確保する計画であります。豪雨等の影響により、計画された収量には満たないことも予想されております。多機能型事業所ではできるだけ長期間提供していきたいという考え方を持っております。保存方法等についても工夫しながら、年末ごろまでは出荷が可能になる見込みとなっております。本年度の給食施設での利用におきましては、中頓別野菜の日を10月10日と24日の2回を設定し、全給食施設で利用していただける見込みとなっております。また、全給食施設の担当者からは、できるだけ地域の農産物を利用したいとの意向も出されており、多機能型事業所が出荷可能な期間については各給食施設で利用される見込みとなっております。

多機能型事業所以外の生産者につきましては、試験栽培との位置づけではありますが、2名の方の協力をいただいております。栽培方法等について技術指導などを行っているところであります。

以上です。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 春に私がこの質問をしたときに、バレイショ、タマネギ、ニンジン、これらが10月から12月ぐらいまで供給できるようにしていきたいというふうに答弁されていましたが、まだ収穫も終わっていないでしょうし、豪雨等の影響もあったでしょうから、少なくともこの3つについては3カ月提供できるような取り組みできたのかどうか、収量はその年で変わるので、ひょっとしたら3カ月もたないかもしれないので、そういう取り組みできたのかどうかをお伺いしたいのと、それから3月の答弁にもあったのですけれども、中頓別野菜の日というのはどういう概念を持って設けているのかわからないのです。それで、ことしも10月10日と24日の2回、2日間、この文言を読んでいくとこの2日間だけ全給食施設で利用できるというふうにも読めるので、こちら辺で特別に野菜の日を設けているのか、それから全給食施設で利用できるのは2日間なのか、それとも12月末までなのか、こちら辺はこの答弁書を見るとどっちにもとれるので、そのことについてまずお聞きしたいのと、一番聞きたいのは地産地消の目標を聞きたいのです。生産されたものを給食施設で使ってもらうのはいいのだけれども、それは当然いいのだけれども、どの程度を目標としているか。例えばバレイショ、タマネギ、ニンジン

ン、これを10月から12月といったら4分の1年ということですよ、3カ月、これを単純にパーセントであらわしたら25%。だけれども、食材はこの3つだけではないわけでしょう、白菜を使ったり、大根を使ったり、キャベツを使ったりするわけだから、これが通常使われる食材のまだ半分なのだということであれば、25%の半分で十二、三%だから、今は十二、三%の提供ですよと、ただこれが第7期総合計画が終わるころには30%にしたいのだ、40%にしたいのだというのを知りたい。そうすると、ああ、3分の1といったのだな、目標の半分といったのだなという評価ができるのだけれども、どこに目標を置いているかがわからないので、こっち側も去年よりはふえたなという評価しかできないのです。その点についてお聞きしたい。

それから、保存のこともありますから、保存を長期に持っていくというのはなかなか難しいでしょう。だから、例えば生産されて、そのままある程度保存して提供できる3カ月間、10、11、12、いろんな給食施設の必要とする食材というのはこの3カ月間だけでもどれくらい必要なのかというのを把握しているのかどうか。だから、ジャガイモは最低これくらい必要だ、ニンジンも最低これくらい必要だ、そういうものを把握してやっているかどうか、その点を聞きたい。

それで、私はDOの生産限度もあるのではないかなと思うのです。今までの答弁ですとかなりDOに頼っていますよね、DOというか厚生園に。では、厚生園でどの程度まで生産できるのか、それからさっき言った目標をどこに置いたらどの食材がどれだけ、DOだけでは足りないとか、そういう話は私はあると思うのです。それで、多機能型事業所以外で生産を頼んでいるところはありますかと聞いているのです。今2件と言った。前にも私はお話ししたことがあるのだけれども、65歳過ぎて一線をおりた農業者、こういう人たちも、今は牛を飼うわけではない、牧草の収穫をするわけではない。ただ、ある程度の農地は自分で野菜をつくるために持っているのです。こういう人たちにつくってもらったらいかがですかという話を私はしたはずなのです。農産物って連作できませんよね、ある程度2年ぐらいつくったら回していかなければならない。そうすると、そういう人たちがいなくなったら、DOだけでは回すことができないでしょう。DOが使っている面積がどのくらいあるかわからないけれども、そこら辺の目標とするところ、必要とする食材の量、そういうものをきちっと押さえておけば、DOだけでは足りない、あるいはこの2名だけでは足りない。こういう人たちにこういう農産物をつくってもらう努力をしていかなければならなくなると私は思うのです。これがもしうまく定着してきたら、それほど大きなものではないけれども、一つの農業、産業の一分野、畑作という、そういう一分野が私はできてくると思う。一線をおりた旦那さん、奥さん、私の女房も言うのですけれども、農家をやめたら工場でも行くかなという、そういう話をするわけ。それでは、野菜をつくってお小遣いにしませんかという話も私はできると思う。その点について、DOの生産限度もあるでしょうし、これからそういう人たちに農産物をつくってもらうように努力をしていくのか、だからこそ目標はどこに置いているのか、この点についてお聞きします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） まず、1点目ですけれども、バレイショ、タマネギ、ニンジンの3カ月程度の供給量の部分については、今年度のこの協議会の中で会議をするときには長期的に提供できるように進めていきたいと思いますということで当初から話を進めておりますので、そういう取り組みをしているというところでもあります。

続いて、中頓別野菜の日の定義といいますのは、主にジャガイモの部分になりますけれども、中頓別町でつくられたジャガイモを各施設でその日は統一して同じものを使いましょうということで始めた取り組みでありまして、2日のうち1日はカレーライスを全給食施設でつくっていただいて提供しましょうと、もう一日につきましてはそれぞれのメニュー構成でやっていただきますけれども、芋等、ここでつくられたものを使っていただくというのが大きく2点、その2日を予定しているということでもあります。それ以外に各給食施設で使いたいという希望量が出てきた場合には、多機能型事業所で生産されたものを提供していきたいという考えでありますので、中頓別野菜の日というのは特にイベント的につくっておりますけれども、基本的には3カ月なり提供していくという考え方で取り組みを進めているものであります。

続いて、地産地消の目標というところなのですけれども、今現在基本的にはこの事業を始めたときに町のスタンスとしましては多機能型事業所の支援ということも含めて取り組みを進めてきております。この事業を最終的に引き継いでいただくのは多機能型事業所が主体で進めていっていただきたいということを基本的に考えておりまして、どれぐらいの数値というところの数値目標というのは今現在のところではまだ押さえていないというところなのですけれども、ただこの事業を最初に始めるときから、各施設でどういう食材をどのぐらい使っているかというものは最初るときから含めて把握をして、どの程度のものがどういう形で、どこ産のもの、道内産だとかということですので、そういうものでどの程度使われているかということは調査して進めてきております。その部分の中頓別町の野菜、町内で生産された野菜に少しでも置きかえていきたいと、置きかえていきましようというところが当初の目標というところでした、今徐々にではありますが、3カ月程度でありますけれども、その部分を町内産の、今は3種類ですけれども、そういうものを使っていけるような状況になってきたのかなというふうに思っております。それ以外の生産物につきましては、この事業期間の中では栽培技術等を進めて減農薬、減化学肥料という中でどのように栽培していくかという栽培技術的なものを確立するというのはなかなか難しいところもありまして、この3品に基本的に絞って、この期間中には絞ってやってきたという部分でありますので、それ以外の部分について今後どの程度広げていくかというのはここを主体的にやっていただくところを含めて協議が必要かなというふうに思っております。

最後に、高齢者の部分のお話もされました。この事業の取り組みの中で、1点としては、例えば農家でリタイアされた方の所得確保と生きがい施策みたいな部分も含めてグループ

化をしながら進めていければということも視野には入っておりましたが、なかなか取り組みがその部分では進んでいない部分は確かにございますが、今回2件の方で協力していただいているということで、これが多機能型事業所が主体となってそういうグループ化ができていけば、裾野も広まるというか、そういうことをちょっと期待はしているわけですが、そこをこの協議会の中でどう広めていくかというところは今後の課題で、今後検討していかなければならないというところで考えております。

ほかに答弁漏れはありますか。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 答弁の揚げ足をとるわけではないのだけれども、今の答弁の中で期間中というのが二、三回出たよね、この期間中にはという、何で期間があるのかなというふうに私は思うの。これから給食をずっと続けていくのに、言わんとしていることはプロジェクト推進会議の期間のことを言っているのだろうとは思いますが、プロジェクト推進協議会のための地産地消なのか、そうではないでしょう。そうすると、期間なんかないのです。プロジェクト推進協議会がきっかけをつくったということでしょう、そうであってほしいの。それから、天北厚生園の多機能型事業所、私はずっと思うのだけれども、これはどっちが先だったのかなと思うの。地産地消を考えて、天北厚生園で食材をつくってもらって、それを利用しよう。核になるのはいいの、当然ボリュームがあるので、核になるのは。ただ、天北厚生園の事業をやるので、それを給食に使おうかというふうにも聞こえるの。だから、どっちが先だったのだろうな、これはちょうどいい、天北厚生園で野菜をつくってくれるから、これを給食に使おう、地産地消だ。何か地産地消が一番最後にくっついてきたような気がするのです。だから、本気でやる気があるのかどうか、パーセントはどこなのか。ここの農産物生産と給食を結ぶプロジェクトが協議をして、地元の野菜を給食で使っていこう、最低3割を目標にしよう、そういう話も協議もここでしなかったのか。そうすると、何のためのプロジェクトなのだろう。このままでは足りないな、誰か農家の人でつくってくれる人を呼びかけていこう。確かに技術的なことを言っていたけれども、それはそういう方々を呼んで学習してもらって、無肥料、無農薬でつくってください、子供たちに安全な食材を提供するために協力してください。当然働きかけ、勉強、それはやっぱり必要でしょう。だから、すぐとはならなくても、そういう働きかけをしていてほしいの。それでその目標はどこにあるかを聞いたので、プロジェクトが何のためにあったのか。全給食施設の担当者からは、できるだけ地域の農産物を利用したいと、こういう希望があるわけでしょう。一番はこれに応えることでしょう。そのためにどうするのだという話だと私は思うので、プロジェクト推進協議会がまだあるようなので、その期間中に目標数値を定めて、そして目指すものを描かないと、去年よりはバレイショが1俵多くとれました、ああ、よかった、よかったで終わってしまうでしょう。バレイショは何俵必要なのだというところへいかないと私はだめだと思うので、ぜひその努力をしていただくことを再度質問いたします。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 済みません。言葉が足りなかったところは申しわけありません。あくまでもこのプロジェクトにつきましては、地産地消というか、学校給食等で町内産の野菜を使ってもらえるような、そういうきっかけをつくっていきたいというのが本当に最初のスタートであります。それを栽培していただきたいというときに天北厚生園の多機能型事業所と連携してやっていこうというところでのスタートということになっております。このプロジェクトにつきましては、26年度で一応最終年という形にはなっておりますが、ここで終わりということは私どもも考えてはおりません。これを引き継ぐ体制等を具体的に今検討しているというところなのですけれども、その中で今後の方向性ですとか目標だとかをきちんと議論しながら、どういう体制で進めていくのかということを考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、今後に期待して、私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号5番、議席番号5番、星川です。それでは、まず第1点目の質問事項に入ります。

特別職報酬見直しの時期ではということでございます。町長、教育長を初め、各種行政委員会委員の報酬は管内一低いのではないかと。人口も減少し、特別職や各種委員のなり手がなかなかいない状況になりつつあると私は考えています。これまでの町長の行政努力により財政状況も好転してきたので、来年度に向けて特別職の報酬を初め各種委員報酬の引き上げを実現できないか、町長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の特別職報酬見直しの時期について私からお答えをいたします。

当町の特別職等の報酬額は、管内的にも今星川議員が指摘されたように最低の基準にあるとの認識を持っておりますが、私の町長としての任期も残すところ7カ月になりました。今の時点で特別職報酬審議会等を開催して、来年度に向けての特別職等の報酬改定を諮問することは考えておりません。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの町長の答弁を聞きますと、これは私の捉え方が悪いのかどうか、ちょっとあれなのですけれども、町長は来年度の町長選に出馬しないのではないかなというような捉え方も今この答弁を見てとれました。まずは、そのような答弁をした中で、新しい町長にお任せしたいととれるわけですが、これはいかがでしょうか。仮にそうだとしたら、新しい特別職、要するに町長がみずから自分の報酬を上げると報酬審議会に諮問できますでしょ

うか。先ほど町長も言ったように、町長が平成11年度についてから私は調べてきたのですけれども、平成8年度、要するに町長が11年に席についたときには78万円、それから平成14年から4回に分けて今日まで下げてきております。平成14年度には75万円、それから平成18年4月1日から70万円、そして平成20年4月から56万円、そして21年、54万5,000円ということで今日まできております。それにあわせて教育長も同時に下げておられます。これは、現町長は4回にわたって大幅に下げていられます。平成8年度から比べて23万5,000円と、そして管内一低い、そして私も全道の資料を見比べましたら、宗谷管内はもちろん、上川、留萌でも最下位です。そして、全道の中で下から3番目です。報酬を上げればいいというものではないのかもしれないけれども、それなりの報酬をいただき、それなりに一生懸命やってもらうというのがトップだと私は思いますので、時期が時期ですので、今の現町長のもとで報酬審議会にかけてもらい、審議してもらうのが筋ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私が町長になって約15年と半年であります。そのうち4回ぐらい下げている、それも事実であります。また、星川議員が今回上げたらいいのではないかというお話もされていましたが、平成20年度だと思いましたが、町長の給料を下げたほうがいいのではないかと、こういう質問もされました。そのとき私は議員が下げれば私も下げますと、こういう答弁をいたしまして、議員が下がったので、私も下げたと、こういうのもあるわけです。それぞれ特別職等々の給与というのは、そのまちまちの財政状況も大きく影響するわけです。それで、今私の考えている範囲では、昨年が交付税約1億2,000万円近く減りました。ことしも普通交付税だけで約2億6,000万円近く、特別交付税も減るだろうと思います。25年、26年の2年で約4億円の交付税が減ると。そして、来年度の27年度の国の概算要求に総務省が交付税を要求しているのは5%減であります。そういうことを勘案したときに、今特別職等々の報酬を上げて、次になった人が、私になるかもしれませんが、なった人が財政運営に支障を来すようなことになる心配もあるわけです。私個人はです。そういうことを勘案して、もう私は残り7カ月しかないのに報酬を上げてしまって、来年の地方統一選挙で誰が町長になるかわかりませんが、その人に万が一、私になるかもしれませんが、違う人がなるかもしれませんが、迷惑かけるようなことは今の時点ではできない、こういう考え方を持っているということをまずご理解をいただければなと思います。ただ、私は、中頓別町の特別職または行政委員会の委員、議員も含めて、町が大変なときにそれぞれ減額をして努力をしてここまでこれたと、こういうのは大きく私も評価をしているのが実態であります。そういう意味では、特別職も議員も、そして行政委員ももう少し報酬を上げて、それなりに頑張る町のために働くと、これが基本でなかるかなという考えを持っているということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番(星川三喜男君) 町長の答弁は全くそのとおりだと、さすが町長だなと思いますけれども、確かに今年度も財源が2億5,000万円減らされております。その中で、来年度は現町長が出馬するのか、新しい町長が出るのかはわかりませんが、その苦しい中でもやはりやっていかなければならないという特別職が生まれるのです。そこで、幾ら上げるとか幾ら下げるという話ではないのですけれども、万が一報酬審議会に諮問して、もうちょっと上げてやろうことになれば、それはそれで私はいいいと思います。そして、5月ですか、新町長、今の現職が出ればあれですけれども、新町長になった場合その新町長が、報酬審議会で前回の町長より上がったから、それをもらえるわとは思わないと私は思います。今までどおりの報酬で私もやっていきますと多分言うと思います。そういう町長が出てもらいたいと私は望んでおりますので、そうであれば、もう一度報酬審議会に諮問して今の野邑町長が答申してもらうのが私は最後の筋だと思いますけれども、再度お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(村山義明君) 野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 来年の選挙は誰が出るか、はっきり言ってわかりません。そういうことは別にして、中頓別町の特別職も含めて議会も行政委員会の委員も管内的、全道的に安い報酬でそれぞれが努力をしていると、こういうことであります。私も報酬額にこだわっているわけではありませんけれども、今上げて、来年の5月に就任する人に何で上げられたのかなと、こういう気持ちを与えることはやぶさかではありませんけれども、またやっぱり上げないでもらったほうがいいという人もいるかもしれませんし、それはそれぞれの考え方です。私は、星川議員の質問に答えてあげたいという気持ちは持っていますけれども、それだけでは報酬審議会を開くというわけにもいかないの、もう少し私の気持ちも考えていただいて、今回は報酬審議会を開かないと、こういうことでご理解をいただければなど、このように思います。

○議長(村山義明君) 星川さん。

○5番(星川三喜男君) わかりました。確かに前回町長の報酬を下げると言った私たちが悪いのかなと今痛切に反省しておりますけれども、でもやはり今後財源の苦しい中でもトップとしてやっていかなければならないのです。それにむち打つような形、報酬で管内平均は多分65万円ちょっとだと思います。そこまで上げるとは言いませんけれども、それなりに見合った町長の給料を私は望んでやみません。そういったところで、再度町長が検討してもらえば幸いかと思いますけれども、それもないようですので、2点目について質問させていただきます。

防災対策についてでございます。先ほど町長の行政報告もありましたけれども、8月23日から24日にかけて大雨による土砂災害により、礼文町で死者2名が出るなど管内市町村でも甚大な被害が発生しました。本町でも農地等の冠水、床下浸水、町道の路肩の崩落があったと聞きました。この大雨の際、町としてどのように対処したのか、また対策本部を設置したのか、それと防災上の問題点はないのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 防災対策について、初めに和田総務課長に答弁をいただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご答弁申し上げます。

8月23日から24日にかけての大雨で、行政報告でもありましたが、住宅の床下浸水1戸を初め、広範な農地の冠水、町道2路線で路肩、のり面等の崩壊などが発生をしたところでございます。本町に大雨、土砂災害及び洪水警報が発令されたのは8月24日午後2時47分でしたけれども、これより先に注意報段階で消防支署、産業建設課職員が町内巡視を行いまして、頓別川の樋門を閉鎖するなどの対応をとっているところであります。警報発令直後に、地域防災計画に基づきまして、情報収集、連絡のため第1非常配備というのがありますが、これをとりまして、副本部長である教育長以下関係課職員が招集をされているところであります。また、床下浸水をした住宅に総務課の職員2名を派遣いたしまして、家財を2階へ上げる、移動させるなどの手助けをするとともに、その住人に自主避難の勧告を行っております。雨足が一層強まった午後6時に第2非常配備態勢をとりまして、全職員を各課長を通じて自宅待機をさせ、いつでも出動できるようにいたしましたけれども、稚内气象台と綿密に連絡をとった結果、これは稚内气象台が持っております各町村と結ぶホットラインというのがありますが、それを利用しまして綿密に連絡をとった結果、午後8時過ぎに雨が下火になるということで非常配備態勢を解除したところでございます。幸いにも災害対策本部を設置するまでには至りませんでしたけれども、防災上の問題点といたしましては、この日は日曜日で不在の職員も多く、また礼文町と同じように現地の見回りや支援に課長クラスがみずから出動していたということもございまして、ともすれば避難判断のおくれにつながるおそれもあったのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ここにも新聞記事がありますけれども、礼文町では災害時に町長が不在だったということも新聞にでかでかとして出されて報道されておりました。それと、ただいまの答弁の中で、本町では副本部長、要するに教育長ですか、以下関係課職員も招集されたとありますが、これは本部長は町長ですよ、町長はいたのかどうか伺います。

災害対策に立つトップとして、本町で同じような災害が発生した場合、町長としてイの一番にどのように行動するつもりか伺います。

また、本町でも礼文町のような土砂災害警戒区域があるのか、ないのか、これも伺います。

また、土日の災害、新聞にも出ておりますけれども、行政だけでは限界とも礼文町長も言っておられますし、答弁の中で町も職員の不在が多かったとあります。そうであれば、協力隊といいますか、私も役場と消防署あたりにも連絡をとりながら、現地をあちこち車

で見回って歩いたわけなのですけれども、その中で消防団員、それとか地区地区の自治会を使うことができないのか、再度あわせて伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 初めの質問で町長がいたのかどうかと、この質問については私からお答えをいたしまして、残りの質問については総務課長に答弁いたさせますけれども、私ははっきり申し上げて24日の日は不在でありました。25日の9時から、2週間前から旭川の病院に通っておりまして、予約が25日の9時ということで、24日に出ていきました。当時その2週間前にも旭川の病院に行って検査をして、体調が余りよくないということで検査をずっと、今も通っているわけでありまして、そういうことで不在であったと。ただ、中頓別町からバスで行ったときに、結構水が出ている、こういう認識を持ちながら向かいました。特に敏音知の藤山の近くの橋の桁の近く、バスから見たのですけれども、桁まであと50センチあるかないかぐらいの水の量になっていると、こういうようなこともバスの中から見て行きましたけれども、今お話ししたとおり25日の9時に予約をしていたものですから、不在だったということ。礼文の小野町長も大変メディア等にたたかれておりましたけれども、中頓別町でも大きな災害が起きた場合については同じような状況になったのかなと強く反省をしているところであります。今後万が一そういうような状況になれば、事前に病院等に連絡をとって予約を中止するなり延期するなりの対応をするべきでなかったかなと、こういう反省もしております。1点目については、そういうことでご理解をいただければと思います。

その後の質問につきましては、総務課長のほうで答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 適切なお答えになるかどうかわかりませんが、今町長も触れましたけれども、当日につきましては確かに町長不在ではございましたが、注意報段階から綿密に町長とは連絡を携帯でやりとりをしておりまして、常に指示を仰ぐ形で防災体制は動いていたということだけつけ加えさせていただきます。

それから、あと土砂災害警戒区域とおっしゃいましたか、さっき。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○総務課長（和田行雄君） 土砂災害警戒区域は、本町では今のところはありません。これは、土砂災害防止法に基づいて指定されるものですが、これは今のところはないのですが、危険箇所と呼ばれるところ、土石流の危険渓流、それから急傾斜地の崩壊危険箇所、それから地すべりの危険箇所と呼ばれるような土砂災害の危険箇所、これは町内で14カ所あるというふうに報告を受けております。そのうち13カ所については、これは人家がありません。ただ、1カ所だけ、議員のお住まいの小頓別市街地、ここに1カ所だけ急傾斜地、大体ご想像がつくかと思いますが、背後に崖を背負うようなところが1カ所あるということです。ただ、警戒区域の指定は受けていないということでありまして、ちなみに危険箇所につきましては、うちは14カ所ありますが、災害があった礼文町では239

カ所あるということで、桁違いに島のほうは多いということでございます。そういうこと
でございまして、警戒区域はないのですが、危険箇所はありますので、今後は災害が発生
しそうな場合は重点的に見回りをしたいというふうに考えております。

それから、行政だけでは限界があるということではありますが、これにつきましても、当
日もそうでありましたが、私どものほうから直接郡部の消防団員、この中には星川さんも
入っていたと思いますが、直接電話を携帯に入れさせていただいて状況を伺いながら警戒
に当たったというふうに記憶しております。それから、今般の防災訓練でも参加をいただ
きますが、自主防災組織、これは町内会単位でつくられるのもあれば、個々が集まってつ
くるのも含まれますけれども、そういったものを活用して行って、少しでも多く行政の手
助けに回るといいですか、自助、共助、公助の考え方、ここに位置づけられていくべきな
のかなというふうに思っているところであります。

以上でよかったですか。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

町長が当日いなかったということです。確かに病院ということですがけれども、町長の反
省の中で、やはり行かないで何とか現地へとどまってということも聞かれました。そこで、
災害時にトップがなすべきことということで、私ちょっと資料を見つけましたので、読み
たいと思います。まず第1、住民の命を守ることが最優先です。避難勧告をちゅう
ちよしてはならないということです。それと、判断のおくれは命取りになる。何よりもま
ずトップとして判断を早くすることが防災に対しての第1番目の町民に対しての指導とい
うことが言われております。今後10月2日でしたか、自治会、1町内、2町内を対象に
した防災訓練を行うわけなのですからけれども、1町内、2町内は昨年度も多分同時にやっ
ていたと思いますけれども、できる限り防災訓練時にあわせて全町あわせてやるべきではな
いかと思いますけれども、その点を町長はどう考えているかお伺いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町長として住民の命を守る、これは最優先事項であることは間違
いない、このように思いますし、またこの判断を早くしないとならないということ、特に
8月の初めにもちょっと大雨が降った経過がありますけれども、そのときも床下浸水に近
くなるような家がありました。そのときも、できるだけ早く避難をするということも考え
ておいてくださいよということも連絡をとったような記憶を持っておりますから、そうい
う意味で避難勧告、自主避難は一秒でも早く対応していくということが住民の命を守るこ
とにつながっていきますので、そういうことを心がけて本部長として今後やっていきたい、
このように思います。

また、10月2日の防災訓練については、おととしからスタートしてはいますがけれども、
あかねだけ、去年はあかねと1町内、ことしはあかねと1町内、2町内、自主防災組織の
編成というか、形を整えているところを対象にことしはするということをやまず初めに決め

てありましたので、今星川議員が言うように、今後は少しずつ規模を大きくして、全町民が防災訓練に参加できるような体制、特にことしは平日でありますけれども、土曜日か日曜日に実施をしていくと、そういうようなことを視野に入れて考えていくことも大切でなかりうかなと思いますので、そういう意味も含めて今後規模を拡大していくと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） ありがとうございます。先ほどの答弁の中で災害場所が小頓別地区1カ所、床下浸水も私たちの消防の担当する地区でありましたので、今後10月に入って秋の演習がありますので、その中で私たち消防団員も組織化をもっと強化して、早急にそのときは立ち向かっていかなければならないのかなと今痛感したところでございます。

それでは、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

ここで、昼食のため議場の時計で1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎さんの一般質問から始めます。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎です。1問目のプレミアム商品券は来年も購入できるのかという質問をさせていただきます。

4年ぶりに中頓別町プレミアム商品券が発売されました。今後毎年でも商工会から要望があった場合、予算に計上し、恒久的な消費活性化対策として実施することを考えておられるか、町長に伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 宮崎議員のプレミアム商品券は来年も購入できるのかという質問に対して私からお答えをいたします。

今回のプレミアム商品券の発行は、4月から消費税増税となったことに伴い、地域住民の生活の根本である消費活動に支障を来していることと高齢者世帯や子育て世帯などへの生活支援を目的として町商工会より要請があったことへの対応であり、来年度以降のプレミアム商品券の発行は来年度に就任する町長が要望に対してどのように判断するかによるものと考えますので、今の段階で私が実施する、実施しないとの答弁は申し上げられないものと考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、商工会から要請があったという点について、プレミアム商

品券については商工会員以外の店舗でも利用できるのですけれども、要請しているのは商工会だけということによろしいのかということがまず1点。

また、商工会からの要請については毎年のように行われているというふうに私は聞いているのですけれども、ここまで3年間実施されなかったのはなぜでしょうか。平成22年、最後に発行されたときに何か問題でもあったのか。21年が100周年、22年が地デジ、ことしは増税ということで特別な年に実施しているということもあるとは思いますが、消費活動、生活支援のためであれば、ずっと不況だったわけで事業所も減ってきていますから、23年以降も実施されるべきではなかったのかということが2点目。

それから、来年度以降についてですが、来年度の当初予算を提案するのは野邑町長ですから、来年度のことはもちろん、プレミアム商品券のような消費支援策を年度がかわってみないと実施されるかわからないようなものにしておいてよいのか、条例化の必要があるのではないかという、この3点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目の商品券の利用できるところが商工会だけでなく、いろんなところもあるよと、こういうようなことでありました。要望は商工会からだけでありまして、それに対して町民の利便性等々を考えた中で町内にある全ての事業所で利用できるようにと、こういうような判断をして商工会と協議をしてきた経過はあります。

それから、それ以降の商品券の発行の関係については、商工会から要望があったか、なかったかと、それについては担当からお答えをさせていただきます。

また、27年度の当初予算につきましては、地方統一選挙の年でありますから、予算は骨格予算になって、政策的なもの等々については当初予算には計上されません。一般的に義務的な経費だとか経常経費だけが当初予算に計上されますので、当然プレミアム商品券等々の政策予算については新しい町長が決まった中で、普通の統一選挙の年というのはそういう予算の組み方をされるのが建前でありますから、今現在私の段階で組むと、こういうお話はちょっとできないので、骨格予算だということだけご承知おきいただければと、このように思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） プレミアム商品券に関する商工会からの要望につきましては、今年度だけでなく昨年度についても要望はございました。ただし、その段階では町との協議が十分整っておりませんでしたので、商工会のほうから今後について十分協議をした上でまた要望を考えたいということで、今年度に要望が来たということであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） わかりました。済みません。来年度が選挙の年であって、骨格予算ということをちょっと私は把握していなかったもので。ただ、1点、条例化が支援策として必要かどうかということ再度もう一回町長のお考えをお伺いしたいのですけれども、

それにプラスして、今回の商品券に関連をして今商工会の事業所では今回のプレミアム商品券の利用にも付与されるポイントを試験的に実施しています。500円分たまったポイントカードについては、来月の10月12日、13日の商工祭でのみ利用できるということになっておりますが、半端になったポイントであったりとか、商工祭で利用されなかったポイントについては町に寄附をして、図書の購入などに活用されるというような計画になっているとは思いますが、実際そのように対応されるのかということが1点。

また、これからの地元消費についてなのですけれども、ことし6月に小規模基本法及び小規模支援法の一部改正というのが国会で成立をいたしまして、6月27日にそれぞれ公布をされております。小規模基本法というのは、主体となる国と地方公共団体が小規模企業の振興に対する施策の策定と実施の責務を有すること、小規模支援法については、商工会と市区町村や金融機関などが連携をして地域の小規模事業者を支援し、地域経済の活性化を図ることを定めているのですけれども、この点商工会と地域の金融機関との話し合いなどはあったのか、それともこれからそのような場が設けられていくのかということについて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私の知っている範囲をお答えいたしますけれども、まずポイント制度の関係でありますけれども、私はちょっと認識をしておりますので、担当課長に答弁をいたさせますけれども、後段にありましたいろんな中小企業等々の支援に関する法律等々について6月27日に公布をされたと、それ以降に話し合いがされたのかということでもありますけれども、そういう話し合いは私が知っている範囲ではされていないと、そういう認識を持っております。ただ、宮崎議員もご承知かと思っておりますけれども、今消費者ニーズが変わりまして、商工会の会員である商店の皆さん方が大変厳しい状況にあるということは私も認識をしております。特に大型店舗が進出をしてきたり、またはそれぞれの町村の過疎化が進んでいると、こういうような実態等々をあわせると、できるだけ地域住民の人たちが地元で購入できるような方策を考えていく必要があるのかなと、このように思っていますから、そういう面で担当のほうにも十分お話をさせていただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 前段のポイントカードの取り扱いに関する件でありますけれども、先日9月11日の新聞に、商工会のほうからポイントカード好評実施中というチラシが出ておりました。この中に実は50ポイントに満たないカードは募金として回収し、役場と協議をし、有効に活用させていただきますという記述がありましたけれども、この件に関しては一切町との協議はされておられません。月曜日に商工会の担当の方が見られまして、この件について相談をしたいということでありました。町としては、これをどう使うかということは町側がどうするということではありませんので、商工会が独自に政策として行っている事業でありますので、それについては商工会側のほうで十分協

議をした上で対応していただければというようなお話はさせていただいておりますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ポイントについては事前にお話がなかったということで、お話を聞いてよかったかなと思うのですけれども、今後も条例化等を、地元消費の活性化につながることを続けてお考えをいただきたいなというふうに思います。

それでは、2問目の人口問題について伺います。宗谷管内では中頓別町だけが人口2,000人を下回っています。本町にとっては、他町村以上に深刻な問題であり、今後の積極的かつ具体的な人口対策について町長に伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 人口問題についてお答えをいたします。

中頓別町の人口減少は、出生、死亡という自然減少と転入、転出という人口移動の社会減少の2つの要素によるものと考えており、今後は若者が安心して住み、結婚し、子供を産み育てることができる中頓別町をつくるため、結婚、出産、子育て支援の強化や充実を図り、産業、雇用の再生として基幹産業の強化や雇用確保に努力をする必要があるものと考えております。特に雇用確保は大変難しい面もありますので、行政だけではなく関係機関と十分協議を行い、一緒になって取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、死亡ということに関しては、どんなに長生きしたいという意思があっても寿命というものもありますから、自然減少と考えられると思います。しかし、出生と転入、転出についてはどうでしょうか、後段でお答えいただいたように、この町で結婚して家庭を築きたいであるとか、地元で働きたいというような思いが必ずしもかなえられるわけではないけれども、その助けになれる可能性はあると思うのです。ですから、就職や結婚にも祝金や手当があってもいいのではないかと、従来の出生祝金や児童手当などでも、この町での生活にメリットを感じられるもっとユニークな定住策は考えられないか。特に雇用が弱い、難しい部分だというのは私も感じます。就職先を行政が確保するというのも本当に難しいことだと思います。であれば、それぞれに新しい仕事を始めてもらえばいいのではないかとということも考えられると思うのですけれども、最近でも地域の特性、資源、コミュニティーというものを生かした起業というのが本町でも実現していますけれども、この町にない業種、職種というのはお店や企業というのはたくさんほかにもあるわけですから、若い人が新しいことをやりたいというときに地域性というもので縛っていいものか、小規模でも地域性に関係なく純粋に起業を手助けできる制度が必要ではないかというようなことであったりというのを、規模が小さくなっていても誰もが生まれてから亡くなるまで完結できると思える町であれば、これからも中頓別町はずっと残っていくと思いますので、今お伺いした点について具体的な今後の計画などをもしお考えであ

れば、再度お伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 人口問題に対する取り組みというのは、私は誰が町長になっても取り組まなければならない重要課題の一つだろうと、このように考えております。そういう意味で、まずは第7期総合計画の最重点課題の事業として地域青年交流の場として青年交流推進懇談会というのを立ち上げるということが書かれております。私も、人数は別に、参加をしていただける人たちだけでまずそのような組織を立ち上げていくべきだろうと担当に指示をしておりますので、ぜひ26年度中にこの懇談会を立ち上げて、未婚対策として結婚しやすい環境づくりに努めていきたいと、このように考えております。特に今いきいきふるさと推進条例では、子供が生まれると商品券3万円だとか、それから1年分のおしめだとか、それを入れる袋だとか、または1歳、1歳6カ月、3歳に本をプレゼントしておりますけれども、そういう中にぜひ結婚祝金だとかそういう制度をつくるだとか、または不妊治療の必要性がある人に応援をしてあげるような条例、制度を本年度中に何とかつくり上げたいと。特に南宗谷ではそういうような取り組みをしている町村はありませんけれども、新聞等を、昔というか、もう何年も前に見たときに、東川町が全道で初めて不妊治療に対する助成をしていると。北海道にもないわけではないのです。だから、そういうのを参考にしながらぜひ取り組みたいと、こういうような考えを持っておりますし、また雇用の関係については商工会なり建設業界と協議をしながら、何とか一人でも多く企業として雇用できないかと、または町の中にある一番大きな団体として南宗谷福祉会がありますから、そういうところと協議をしながら、資格を持っている職員を採用できるように、または資格を持っていない人が資格を持てるような環境づくりもやってみたいと、こういうようなことで、今の状況で黙っているとますます人口も減少していきますから、中頓別町の一番はさっき言った自然減少で、ここ数年出生だとか死亡者を比較してみると、24年度で死亡者が16人多いとか、それから25年度は21名死亡者が多かったと、それから今年度も出生と死亡を比較すると14名の死亡者が多くなっている。町の人口減少の一番の理由は自然減少によるものだと私どもは数字で捉えておりますので、何とかそういう面での取り組みを強化をして人口減少に歯どめをかけていきたいと、こういうことをご理解をいただければなど、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 今町長にたくさんお答えをいただきまして、交流会一つとっても、参加する人数が少なくてもまずは動き出すことが重要だというふうに私も思いますので、ぜひそのように動いていただきたいと思います。

この質問については以上です。

それでは、3問目、町のホームページについて伺います。紙媒体よりもはるかに多くの情報を集約できるホームページは、自治体にとって欠かせないツールとして活用されております。本町のホームページでは、特に観光や町内イベントについての物足りなさを感じ

ます。町外の方が知りたい中頓別町の情報を掲載できるホームページやSNSをもっと活用してはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町のホームページについて、吉田総務課参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田智一君） それでは、私のほうから答弁いたします。

当町のホームページは、平成16年から運用を開始し、高齢者や障害者を含む誰もが支障なく利用できるホームページを目指し、平成24年度にリニューアルし、その後現在まで2年6カ月間、トップページのデザインを変えないまま利用を行ってきました。今後の利用につきましては、トップページの写真を定期的に更新し、またはお知らせ用の見出しを改善するなど、町内外の皆様に興味を持っていただけるよう活用していきたいと存じます。イベントや事業開催のお知らせにつきましても、各担当課において直接ホームページへの内容更新を行う形で行っていますが、新鮮かつ重要な情報につきましても写真等を多用するなど、各事業実施の担当課と協議をし、改良してまいりたいと存じます。

SNS、ソーシャル・ネットワーク・システムの活用につきましても、システムの種類等によりさまざまな利用方法があると思いますので、管理運営等につきましても同じようにいろいろあると思いますので、検討が必要だと思えます。そのため、少し時間をいただいた中で調査をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、ホームページのデザインというものについては、私もちょこちょこ見たりするのですけれども、シンプルで、トップページ含め各ページは私は現状でいいと思います。もし万が一変えるとするならば、本町の砂金のイメージとかで金色などを多用してきらびやかにするぐらい奇抜にしたほうがいいと思います。また、トップページ等に写真をたくさん使っていくというのも、それはないよりは絶対あったほうがいいと思うのですけれども、そういった点を各担当課と協議をするというふうになると時間がかかる部分もあると思いますので、まずは日時や場所、簡単な内容だけでも掲載をして、また後から情報を足していくというのをまず優先されるべきではないかなというふうに思います。各ページ内の整理というのもまだちょっと足りない部分もあるのかなと思うのですけれども、ページを進めていくと、そこに掲載すべき条例等があると思われるところに何も掲載がないところがあったりもします。そして、ホームページというのは、開いてみないと見るほうとしては更新されているかどうかわからないという部分がありますので、先々の情報などを1日1回は更新をするというようなことを習慣づけてみてはいかがでしょうかということ1点。

それと、2点目は、更新の周知ということでいうとSNSというのが便利で、利用して

つながっている人には新しいコメントなどが瞬時にわかるようなものなのですけれども、これについて検討が必要とありますが、私は既に中頓別町というのはフェイスブックを利用していると思っていたのです。鍾乳洞とか寿公園、スキー場というのはフェイスブックプラスツイッターのアカウントなんかもあると思うのですけれども、町としてフェイスブックを利用しているというのが把握をされていたのかというのがちょっと疑問だったので、もし利用しているとすればホームページが更新されたというようなことも伝えられますし、それはシェアしているアカウントだけになってしまうのですけれども、そこからまた広がっていくというのが今の時代ですから、魅力の発信のためにホームページとSNS等をうまく連動させてみてはいかがかという、この2点について再度伺います。

○議長（村山義明君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田智一君） まだ私も勉強不足だったものですから、今議員おっしゃられたとおり、ホームページの内容につきまして、またSNSの利用等につきましても十分検討し、更新できるものは更新する、早くにできるものはしていくという方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 頻繁に更新ということになると職員の負担にも限界があると思っておりますので、気負わずに効率よく更新等をしていただければいいのかなというふうに思います。

この質問については以上です。

それでは、4問目、ピンネシリ温泉の経営状況について伺います。ピンネシリ温泉の指定管理者である中頓別観光開発株式会社では、平成25年度末で1,000万円の資本金が370万円余りまで減少していますが、平成26年度の経営状況を伺います。

また、大幅に減少している株主資本の取り扱いや赤字補填など、第三セクターである観光開発株式会社にどのような対応を求めていくのか、町長に伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） ピンネシリ温泉の経営状況について、まず初めに取締役である遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

7月までの経営状況につきましては、温泉宿泊者の増加により営業利益が約200万円余りとなっております。しかし、10月からの最低賃金の改定や燃料単価の高どまり、食堂、会食、自販機売り上げの伸び悩み等不安な要素もあることから、今後も運営状況を注視していきたいというふうに考えているところであります。現在観光開発株式会社では、ピンネシリ温泉休館日にも宿泊者の受け入れを積極的に行っていることや大広間の活用等による宿泊者の確保、宿泊希望者に対しましては昼食、お弁当提供などを積極的に取り組み、少しでも利益を生み出せるよう取り組んでいただいていることから、今後もそうした

努力を続けていただき、単年度収支での黒字により株主資本金への返済を少しでも図っていただきたいというふうに考えているところであります。一方、町といたしましては、今までの指定管理料の積算根拠でよいのかどうかを検証しながら、観光開発株式会社の健全な運営が図られるよう協議を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） まず、7月までの経営状況について、4月からの4カ月間ということになると思うのですが、そこまで全ての経費を支払って残った純利益が200万円ということではよろしいのか。月平均50万円の黒字が生まれているということになると、お答えの中段にある取り組みの効果というふうに思うのですが、また昨年と同じ時期と比べてどれくらい違いがあるのかということがまず1点。

また、指定管理料の積算根拠についてなのではと思うのですが、7月の常任委員会でもお話がありまして、6月定例会で議員の半数が一般質問をして、7月、所管事務調査というふうに追及のような形になるというのは、結局のところ赤字になって株主資本を減らし続けているからだと、だからそういうふうに言われるのだというふうに、私も本当にそのとおりでと思うのですが、それで赤字になったのは指定管理料が足りなかったから、経費がふえたから、売り上げが減ったから、だから指定管理料をまた上げます、または足りなかった分を払いますになってしまったら、せっかく今努力されて黒字を生んでいるということがまた失われていくのではないかなというふうに思います。また、もっと低額で請け負えるところがあるかもしれませんし、黒字のときには騒がずに、赤字になったらお互いに言い合うというのは、やっぱり納税者の皆さんに失礼なことだと思いますので、また第三セクターだって一企業ですから、最低限の努力というのがなければ温泉も企業も町民の皆さんからは応援されないと思うのですが、指定管理料についてと最初の1点と、2点について再度伺います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 前段の部分でありますけれども、今回出させていただいた数字につきましては7月の営業利益でありますので、全ての支出を行っての利益ということでご理解をいただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 指定管理料の根拠については、平成14年に電気料全額だとか、水道料の一部だとか、灯油代の一部だとか、通信費、そのほかにリース料だとか、そういうものを根拠にして積算をした経緯がございまして、そのときに合わせたときに906万9,457円という数字が出まして、それで900万円という根拠を指定管理料にしたわけですが、ただその後経営は23年までプラスしてずっといきました。そういう関係もありまして、一つの例を挙げますと、平成18年には先ほど申し上げた根拠で計算をすると1,051万円になるところを900万円で抑えてきていると。19年も同じであり

ますけれども、1,046万8,000円になるところを800万円で抑えてきていると、こういうようなことで、指定管理料を値上げをしないで、経営がよかったものですからずっときていた経過があるわけです。ですから、本当に今のままの計画の形がよかったのかどうなのかと、当時は経営がよくて委託料をうんと出すことによって法人所得割だとかで払わないとなくなってしまう、そういうことからいくと、経営もいいので、委託料を上げないで安く、そしてなおかつ法人所得割等の税金も納めないでいいようにと、これは余り大きな声で言えませんけれども、振興公社も同じような形をとってずっときたわけがあります。だから、それが今現在会社として留保財源がほとんどない状況になっていますから、そういうことを計算した中で今後の指定管理料のあり方というのを明確にしていかなければならないだろうと、こういうことで後段の答弁にさせていただいたと、こういうことでご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 申しわけありません。正式には昨日、実は会社の四半期の第1期目の監査が行われておりまして、6月までの関係でありますけれども、その段階から比べますと大幅に収益が伸びております。例えば6月までの決算でいくと、宿泊料に関する部分は286%増しというような状況になっております。これは、4月、5月、6月、7月、8月もそうなのでありますけれども、現実的にはおおむね昨年から比べると2倍以上の宿泊の受け入れをさせていただいているという実態がありまして、これから比べても相当の収益は出ている。もちろん収益が出るという以前に支出も当然昨年度に増して出ている分はありますけれども、収支バランスからいけば営業利益で200万円が出ると、8月を含めていけばもう少し出る可能性はあるというふうには考えております。しかしながら、当初で申しましたとおり、秋口以降の取り扱いにつきましてはまだまだ不安な要素がありますので、その辺は十分注視する必要性はあるというふうには考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 経営状況については、昨年と比べてもかなりここまではよかったということで、すばらしい取り組みが行われているのではないかなというふうに感じます。町長にお答えいただいた積算根拠についても、簡単に言うと今までは根拠の価格自体はもっと高かったのだけれども、低額で安く抑えて、黒字だったという部分もありますから、努力をしてきたということはわかりました。

それで、温泉の今後についてなのですが、また常任委員会での再調査等で話し合うことに今後なると思うのですが、これからまた景気も落ちていくかもしれませんし、先ほどの人口についての一般質問での雇用の部分と重なるところではあるのですが、今までの観光と住民福祉という温泉のテーマだけではこれからも温泉を残していく意味合いというのは少しずつ弱くなっているのではないかなというふうに感じます。これが例えばこれからこの町を支えていく地元の若い世代の雇用のために税金を投じていくのだと、

今従業員で50代、20代って1人いるか、いないか、いるかどうかわからないのですけれども、そういう世代、そういうことのために温泉を何とか赤字を抑えて維持していくのだというふうにもまた変わっていくと、それがこれからの存在価値になっていくと私は思います。その点どうお考えになるか、ぜひ今の段階で伺っておきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、私どももできるだけ若い人、町内の若い人に応募していただきたいという気持ちは十分あります。そして、今までもやっぱりフロント等々については若い人という限定だけではありませんけれども、若い人で愛想がよくて気がつく人がいれば私どもは採用したいという気持ちを持って今までもやってまいりましたけれども、なかなかそういうような人が応募してこないという環境にもありました。そういうことで、今宮崎議員が指摘というか、アイデアを出したようなことについて今後温泉のほうで職員を採用するときに募集の中にそういう記載も含めて募集していきたいと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） ぜひ魅力ある職員募集を行っていただきたいなと思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号7番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 4番、東海林が質問いたします。私は3点について質問いたしますが、自分で質問通告しながら、何てぶっきらぼうな質問だったかなと思って今反省しておりますので、若干肉づけしながら質問いたしたいと思います。

まず、1点目の有害鳥獣処理施設の運営について、運営体制はどうなるのかという質問ですが、これは前回6月定例会において私がどうするのだと言ったら、直営でやると、こういう話だったのです。それは決まったのだと、町で決めているのだと。私は、それはおかしいのではないかと、こういうことのために町も出資して第三セクターの振興公社をつくっている。新たな事業でこういったことをなぜ委託できないのかと言ったところ、言うなれば直営方式にするということについては相手がやらないと言ったから、やらないのだらうと思って直営にしたというような言い方をしていたので、ボタンのかけ違いではないのかと町長に聞いたら、町長もそんなようなことの答えだったのですけれども、担当者としてはそういう答えでなかったです。そういうことがあったから、まず運営体制はどうなるのですか、私は変わったことはその後一切聞いておりません。

それから次に、もし運営体制が直営でないとする、町のかかわり方はどうなっていくのですかというのが次の質問になります。

いろいろこの運営を聞くと、ハンターの皆さんの意見も大分聞きましたけれども、介在

する問題があるように聞いております。そこで、町としても当然運営するに当たっての今から推察できる課題を検討していると思っておりますので、その辺をまずお聞きしたいと思えます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の有害鳥獣処理施設の運営について、平中産業建設課参事に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） 私のほうからご答弁申し上げたいと思えます。

まず、 1点の施設の管理運営体制につきましては、第2回定例会での議論及び常任委員会報告を踏まえ、町振興公社との業務委託について協議を進めてまいりました。9月1日に正式に町から振興公社へ業務委託に係る要請を行ったところ、9月5日に取締役会での協議の結果、有害鳥獣等処理施設の業務を受託する旨の回答を得たことから、町振興公社へ業務を委託することとして進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目ですが、施設の管理運営業務を委託した場合においても施設の運営が軌道に乗るまでは捕獲個体の回収対応や菌床等の管理状況の確認など、委託先と連携を密にして施設運営に当たっていく必要があると考えております。また、捕獲者と委託者間の連絡調整などについても、町としてかかわっていかねばならない点であると考えております。

3点目ですが、現時点で課題と考えられるものは、施設の業務を行う作業員の確保や捕獲が集中した際の処理対応と連絡調整等が挙げられると思われませんが、実際に施設を稼働した後はその都度問題点を確認し、速やかな対応が図れるよう、関係者と十分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） まず、1点目なのですが、私も希望していた振興公社への業務委託がかなったということで、その辺の努力は私はよしとして承りました。ただ、この問題は6月18日、19日の定例会でのやりとりから始まっているわけです。それから3カ月たっていますよね、それでやっと9月に正式に申し入れて、5日に返答が来た。この3カ月の間の期間は何だったのですか。こんなことはもう少し早くきちっと処理をして、その結果を、少なくとも私は質問しているわけだし、その検討経過、結果を議員の皆さんにお知らせする。これは、重大な政策の変更ですよ。9月1日に正式に言って、5日に回答を得た、この辺がちょっとわからないのです。この辺の理由をまず知らせていただきたいことと、経過報告、それから議員が一般質問して課題が出てきたときに3カ月もほっておいたという、その理由は何だったのでしょうか。それをちょっと聞きたいと思えます。

それと、これは私も2年くらい前に言ってありますけれども、議会からいろんな質問があって、説明者は検討する、検討すると言ってきた。私は、検討した結果をきちっと報告してくださいよと、こう言いました。町長は、そうしたいというふうに言っていました。でも、それも1回か2回で終わっています。その後継続して検討した結果の報告、検討し

た結果がこうなった、ああなった、だめだったというようなことは全然ありません。きょうの一般質問でも、例えば細谷議員の土曜授業のことについては教育長は検討すると言ったのです。だから、これは検討した結果をまた知らせなければならない。そういう宿命を背負ってしまっているわけ。また、宮崎議員の質問についても検討するというお話がありました。人口問題については、雇用確保の問題で関係機関と十分協議を行いというようなことで取り組みますと言っているのです。だから、そういうことを口先だけで言ったってしょうがないことで、その結果どうなったのか、どういう取り組みをしたのか、そういうことをきちっと言ってもらわなければ困るわけです。ですから、私が伺いたいのは、6月18日、19日で問題にされたこの受託先を今まで、9月1日に初めて正式に申し入れたという、この実態はどうだったのかということをもまず聞きたいと思います。

続きまして、町としてののかかわり方ですが、いろんなかかわり方が出てくると思うのです。でも、第三セクターが引き受けてくれるということですから、担当課はそれなりのきちとした、これはかかわりという言い方をしておりますけれども、やっぱり第三セクターに対する指導、助言だと思っております。担当者にとっては、お願いします、お願いしますでお願いしてきたからという姿勢ではこれはだめなので、きちとした行政指導、助言をすること、そういう覚悟を持ってやっていただきたいということをここで申し添えておきます。

次に、まだ推測する課題はたくさんあるだろうと思うのです。私も心配なことはたくさんあります。ただ、ここで関係者と十分協議してという関係者ですが、この関係者というのはどういう方を指しているのか、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） まず、振興公社に対する正式な要請につきまして9月になったということではありますが、それまでには振興公社のほうと3回ほど打ち合わせというか、協議をさせていただいております。それ以外に捕獲者との協議も2回ほど行っておりまして、その中で捕獲方法ですとか回収方法等を協議しながら、こういう方向性で振興公社に受けてもらえる可能性があるかどうかを含めて協議をずっと進めてきました。ある程度振興公社のほうで担えるかどうかを取締役会で協議したいという話がされたのが8月の末でしたので、その時点で9月1日に正式な文書で振興公社へ要請書を提出したということでの期間になっているということでもあります。

2点目ですが、施設運営に対しての町とのかかわりですが、当然私たちも業務を委託したからといってそれで終わりという考えではありません。一緒になってこの施設をどう運営していくのか、軌道に乗せていくのかについては振興公社のほうを含めて一緒に協議しながら、時には指導しながら進めていきたいというふうに考えております。

3点目でございますが、関係者と十分に協議しながらという点ではありますが、これについては運営する会社と、それと捕獲者、猟友会も含めた捕獲者の方と十分に協議しながら、

私たちが間に入り、一緒に考えながら問題点を解決していくように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 再々質問いたしますが、簡単に申し上げます。

まず、委託先との協議は、それは簡単にいかないことはわかります。それは日数もある程度見なければならぬでしょう。しかし、それだって一月でしょう。7月中には結論を出さなければおかしいです。町長だっておかしいと言っていたのだから、ボタンのかけ違いでなかったのではないかという。そんなものを7月中ぐらいに解決しないで、結論を出さないで、そういうふうに政策の違いがあったのなら、議員たちに対してこういうことになりましたということの報告を早目にしなければだめではないですか。これだけは、今後のあることからきちっとしておきます。町長、先ほど私言いましたけれども、検討します、検討しますの結果、今後どう対処してくれますか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 前にもこの話が出たような記憶を持っておりまして、そのときに検討結果を報告しますよと、こういうようなお話をさせていただきました。検討すると言った答弁につきましては、少なくとも検討した結果を質問者にお知らせをすると、こういうようなことをやってまいりたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町の公共施設マネジメントの取り組みの必要性ですが、これは町長としても十分考えていることだと思っておりますが、60年代を初め、70年代ぐらいに建てた公共施設がもはや40年経過しているわけです。当時の人口が今の約3倍、6,000人程度だったと思っております。こういったいろんな規模の施設があるわけですが、現況の町有施設を今後とも維持できるのだろうかという疑問が1つあります。

次に、これらをさらに古くなったから新しくするのか、また改修して残すのか、統合するのか、廃止するのかという、そういったことで十分にマネジメントを考えなければならない時期に各地方公共団体が立ち入っているわけですが、これらの検討の必要性を町はどう感じておりますか伺いたいと思います。

さらには、道内では公共施設マネジメントの先進市としては釧路市や滝川市等が先行して行っております。これらについては、学校施設や公営住宅施設をも含めて非常にきめ細かにそれなりの大学の指導を受けながらつくっております。私もこの内容を見たときに、これは小さいとはいえ当町もやらなければならないのではないかなというふうな思いを持ったものですから、今後これらは検討すべき課題と私は思うのですが、町長はいかがかなと思ひまして、質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町の公共施設マネジメント取り組みの必要性の関係につきましては、公共施設の総合計画を策定しなければならない関係から、まずは総務課長に答弁をい

たさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、大変申しわけありませんが、1から3につまましてまだ具体化をされておられませんので、総合的にご答弁をさせていただきたいと思います。あと、東海林議員のご質問のタイトルであります公共施設マネジメントの言葉が抜けておりました、それをつけ足していただきたいと思います。公共施設マネジメントを含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進につまましては、今年度に入りまして公共施設等総合計画を平成28年度末までに策定するよう全国の自治体が指導、要請されておりました、今後関係各課で協議をいたしまして、人口減少時代に沿った既存施設の更新、統廃合、長寿命化対策などについて総合計画と整合性を図りながら策定をしまいたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 言葉としては新しいものなのですが、各自治体における一番の困難な事象が今出ていると。ちょうどバブル期に建てたような施設が規模と人口と合わなくなってきたということと、ちょうどそういった建物が改修、取り壊しの時期に入ってきたという、そういったことがあるわけです。そういうことからすると、これは当町に当てはめても全く同じような状況がうかがえるものですから、これをどちらかという議会も町長、理事者も施設はできれば新しいのを建てたかったとか、新しい施設をつくりたかったという思いで今まできたのですが、これからの社会情勢を見ると、これらの施設をどう効率的に使う方法を見出すのかということになると、例えば壊すとか、統合するとかという大胆なことまで立ち入らなければ、これは子孫に債務を残すことになるのと同じであるわけです。大学の研究なんかでも言っておりますのは、今はつくった当時の3倍の管理費がかかっているそうです。そういうことになりますと、これからかかる経費を考えるとまだまだ大変な時期に入るわけですから、真剣に施設管理を考える時期が到来したなと私は考えております。

そこで、1から3まではまだ具体化されておられませんでは私は納得できない。具体化はしていなくても、どうするのかということだけは押さえておいていただきたいと思うのです。それで、これから総合計画とのマッチも考えなければならないのですが、1つここで言うておきますのは、公共施設マネジメントの計画自体がスパンが30年とか40年スパンで考えているのです。5年とか10年ではないのです。そうでないととてもではないけれども、更新も何もできないという、それと年度がかたまってしまうということがあって、非常に無理があるということで、そういった長期のスパンで物事を考えなければならないだろうというのが通説であります。そこで、そういったことも含めて、学校だとか公営住宅については部門別にそういったマネジメントが計画されておりますが、一般の公の施設、それから職員住宅、教職員住宅も含めて今後の計画を何とか具体化させるようにしていただきたいと思いますと思うのですが、その前提となる施設台帳、全ての公共施設の台帳は内容

的に完備しているのでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 横断的にそれぞれの課の考えをまとめていかなければならないことだと、このように思いまして、まずは公共施設等の管理、これをどうするのか、一番よく言われるのは長期的視野に立った老朽化対策の推進をしないとないだろう、また適切な維持管理、修繕の実施をしないとないだろう、またトータルコストの縮減だとか平準化を図る、そして計画の不断の見直しをやらなければならないと。今この施設の台帳をつくるためには、町の管理をやっている建設グループ、これが町の施設台帳を管理、整備をする担当課でありますから、まず総務課長にはそこと十分協議をした中で町の公共施設をどうするのかということの計画をつくり上げていかなければならないだろうと。それとあわせて、それぞれ所管をする担当課とも協議をしないとないだろうと、そういうことで、今お話ししたような視点に立って、町の公共施設をどうして維持管理をしていくのかと、こういうようなことを進めていかなければならないだろうと。特にこれから老朽化対策等々については、国土強靱化法がことし国の法律として整備されましたので、今後優先的に国土強靱化に該当するものから手をつけることができるだろうと、予算措置されるだろうと、このように認識していますから、そういう面も含めてぜひ早い時期に町の公共施設等の管理計画をつくって、整備、または改修、修繕、取り壊し等を進めていきたいと、このように認識をしておりますから、もう少し時間をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 町長にそう言っていただくと非常に言ったかいがあったなと思うのですが、この問題を取り上げているところは、はっきり言うと全国的に少ないのです。全道的にも少ないのです。でも、振り返ってみたらみんな該当するというまじばかりになってしまっている。そういった特殊性もありますが、一番研究開発しているのは北大の公共政策大学院です。ここで私もちょっと学習させていただきましたし、資料もいただいたりしておりますので、どうか機会があったら北大の公共政策大学院との協議も含めて指導いただくようにしたほうがよいかと思っております。

以上で終わります。

次、3点目、これは町長の任期最後の年で、町の将来をどう思うかという言い方をしておりましたけれども、これは町長はまだ去就をはっきり申し上げておりません。おりませんが、町の人には町長さん、どうなるのかなと、まだ何も言わないけれども、どうなるのかと心配していますよということを言いたかったのです。町長は、やめる時期ぐらい私に適当に考えさせてくれよと、一番いい時期にやめるかやめないか言うという思いでしょうけれども、町の人にはもうそろそろ、町長はまだ頑張ってくれてくれるのか、体調が悪くてどうしようもないというのか、非常に興味を持っているということを言いたかっただけの話ですので、ひとつよろしく願いいたします。

次に、町長は任期はもう7カ月しかないわけですが、そのことは全くの現実ですからいいのですが、町長が仮にやらないとしても、やるとしても、理事者としての責任、この町に対する責任をどのような内容のことを次の人に託すのかな、自分に託すのかな。町長の今までの考え方からすると大体聞いてはいるつもりでありましたけれども、町長はこの町にとってこの後の任期は何が一番視点になるのかという考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 町長任期最後の年で町の将来をどう思うかという質問につきまして私からお答えをいたします。

私は、自身の体調や4期16年間の町政運営を振り返り、総合的に考えながら、自分の進退を判断しております。私個人的には方針は決めておりますけれども、最終的には大変お世話になった後援会と協議をして、本年度中、12月までには公式に発表したい、このように考えているところであります。

また、理事者として、今後終わるとしたら何を次の人に託しますかということでありましてけれども、私も第7期の総合計画を町民の方々に策定をしてもらって、まだまだ第7期の総合計画前期分の最重点事項や重点課題の実現に至っておりませんので、新しい人がなったとしたら、第7期総合計画の最重点事項、または重点課題の実現に努力をしていただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 2点目だけちょっとつけ加えて質問させていただきます。

町長は、すんなりと基本的には第7期総合計画の最重点事項を尊重して重点課題としてやっていきたいと、これは誰がやってもそうだろうということになるでしょう。それはそれでいいのですけれども、私は従来から言っているようにこの町の雇用の問題、それから将来の人口問題を考えたときに、確かに第7期の重点事項は大事なことがたくさん書いてありますけれども、具体的に言うとこの町は長寿園と厚生園がなかったらやっていけないですよね。あれがあるから病院もあるし、床屋もあるでしょう、燃料屋もあるのではないですか。そういう意味でいうと、私が従来から言っているようにこの町が福祉関連施設もっているとする、雇用の場としても非常に大きな存在意義がある福祉施設ですから、私はできれば長寿園なり厚生園のような福祉施設の拡充、拡大をしていく施策を本当に重点として考えるべきではないかということをお聞きして再三申し上げておりますけれども、この件について最後に一言、町長の考え方をお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 先ほど人口問題でもお話ししましたがけれども、南宗谷福祉会で職員の採用をする場合にできるだけ今は有資格者の確保というのが大切だと思っております。1番は介護福祉士の雇用を推進したいという考え方を持っておりますけれども、なかなかこの地域まで来てくれる職員、有資格者がいないと、来てもすぐ数年で退職をして都市のほ

うに行かれると、こういうような話も聞いておりますから、そういう問題を解決できるような方策、先ほど申し上げましたけれども、資格を取りたいという人に支援をするだとか、または看護師と同じように資格を持った人が来てくれる場合についてある程度の今までかかった経費を助成するだとか、そういうような対策をぜひ制度をつくり上げて応援をしていきたいと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○4番（東海林繁幸君） 終わります。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議案第43号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第43号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第43号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご説明させていただきます。

議案第43号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

13ページの改正の要旨をお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、母子及び寡婦福祉法の改正により、引用する法律名及び定義に関する規定を改正する必要が生じたことに伴うものであります。これに合わせまして、条例中に用いている字句についても必要な見直しを行うものとしたところであります。

この条例につきましては、道費の重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成制度に基づいて本町の条例整備をした上で給付をするというような仕組みになっているものでありまして、北海道におきましてこの条例に関する参考例というものを示しているものが

ございまして、その条例と本町の条例で実際に字句なども含めて違うところが若干多くなっておりますので、これらを今回の法令名の改正に関しての改正にあわせて整理をさせていただきますというところであります。

先ほど申し上げました法令の改正によることといたしましては、新旧対照表のほうで見ていただきたいと思いますけれども、11ページに第2条の第2項第1号、ここで母とはという定義がございまして、これが従前「母子及び寡婦福祉法」といっていた法令が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という法令名の改正がされたものでありまして、それに対応しての法令名改正ということでもあります。

第2号のところで、この法律の趣旨にあつて、父とはという定義につきまして、従前「父子家庭であつてひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。」というふうな定義でありましたけれども、改正後は「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号のア又はイのいずれかに該当するものであること。」というような改正が必要になったということが主なものでありますけれども、先ほど申し上げましたように、字句といたしましては障害者のガイの字、先ほど申し上げました道の条例参考例におきましてもガイの字が平仮名表記になっているということでもありますので、これに伴い、本町の条例もガイの字を平仮名表記に全て、法令名に関する部分は別でありますけれども、それ以外のところについては改正をさせていただいているところであります。

あと、若干引用法令の誤りなどもありましたので、それらについても今回改正をさせていただきますというものであります。

9ページをお開きいただきたいと思いますけれども、今申し上げましたように、まず題名中「障害者」を「障がい者」に改める。

第1条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「障害者」を「障がい者」に改め、同項第1号中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「肝臓の機能の障害」を「肝臓の機能の障がい」に改め、同項第2号中「児童相談所、又は」を「児童相談所、」に改め、「重度の知的障害者」を「重度の知的障がい」に改め、指数の次に「が」を加え、「盲」を「目が見えない」という表現に直させていただいて、「ろうあ等の障害」を「ろうあ等の障がい」に改め、同項第3号中「精神障害者」を「精神障がい者」に、「精神保健福祉法施行令」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」に改め、同条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。父の定義につきましては、先ほど読み上げましたので、省略をさせていただきます。

第2条第2項第3号中「もの」を「者」に改め、同条第4項中「日雇特例保険者」を「日雇特例被保険者」に改める。

第3条中「障害者」を「障がい者」に、「父と児童」を「父及び児童」に改め、同条第

2号中「行なう」を「行う」に改める。

第13条の見出し中「の」を「への」に改めるということで、附則、この条例を平成26年10月1日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 内容的な問題ではないのですが、障害者のガイを平仮名にするというのは、これは多分法律ではなっていないと思うのだけれども、道の指導か何かでこういった表現に改めるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたように、この条例に関しましては道の助成制度に基づいて本町のほうで条例整備をしているものでありまして、道の条例参考例というのがあるということでありまして、この参考例が障害のガイを平仮名に改めているというようなことに準じまして、本町の条例も直すのが適当かなというふうに判断したところであります。法律に関しては、基本的には漢字の表記がまだ継続されているということであります。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第44号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第44号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第44号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第44号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

17ページの改正の要旨をお聞きいただきたいと思います。高齢者を対象といたします肺炎球菌の予防接種につきましては、本年10月1日から定期の予防接種B類となることに伴いまして、これまで任意で行ってきた助成を下のとおり見直すものであります。

考え方といたしましては、インフルエンザの予防接種と同じというふうにご理解いただければよろしいかと思っておりますけれども、現在対象者が70歳以上の方になっておりますけれども、これを65歳以上の方、それから60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる疾病の機能の障害を有するものとして国が定めているものを対象とするということと、自己負担につきましては基本的に従前と同じように1,000円で受けられるように継続をし、新たに免除制度として生活保護、非課税世帯に関する負担がないように取り計らうような制度改正をしたいということであります。

参考でありますけれども、国のほうで今回の肺炎球菌予防接種の定期接種化ということに伴ってとる経過措置について、17ページの下のほうに記載させていただいておりますけれども、5年間の経過措置をとって、切りのいい65歳、70歳等々の方に対して接種を行うというようなやり方を経て、最終的には65歳以上の方全員が対象になるような取り扱いにするということでありまして、先ほど申し上げましたように本町におきましては既に任意で行ってきたという経緯と、地域の方がわかりづらい経過措置をとるよりは今回から全て対象にするというふうな制度の運用を図りたいというのが基本的な考え方になっているものであります。

15ページをお聞きいただきたいと思います。改正の内容でありますけれども、第2条第1号中「70歳」を「65歳」に改め、同条に次の1号を加える。

第2号、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる疾病の機能の障害を有するものとして予防接種法施行規則で定めるもの。

第3条中「中頓別町国民健康保険病院」を「中頓別町内の医療機関」に改める。これは、従前国保病院だけの取り扱いでありますけれども、インフルエンザにつきましても町内の他の医療機関でも受診できるようにしておりますので、これにあわせて肺炎球菌についても同様の取り扱いができるように改めるものであります。

第4条に次の1項を加える。生活保護世帯に属する者及び町民税非課税世帯に属する者は、医療機関の定める予防接種費用の全額を助成する。

附則、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 免除制度のところで生活保護、非課税世帯は負担なしとありますけれども、これについて予防接種を受ける際に証明のようなものが要るのでしょうか。

それと、平成31年度以降は65歳で接種を受けるようになると思うのですが、このワクチンというのは65歳で1回接種すれば一生大丈夫なものなのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 免除制度の証明に関しましては、一昨年からだと思えますけれども、非課税証明を有償でとらなくても、介護保険の通知だとか、限度額認定証ですね、そういったものの提示で非課税世帯であるということがわかりますので、そういったものを提示していただくことで免除とする取り扱いをインフルエンザ同様に行いたいという考え方です。

それと、国は5年間の経過措置を設けておりますけれども、町としては本年度から、この10月からもう65歳以上の方は皆さんお受けできるという制度であります。それで、全員が対象というふうにご理解いただければと思います。それで、一生に1回でいいのかということでもありますけれども、厚生労働省のほうからの情報では1回で効果が、2回目を受けて効果が変わらないというような資料の提示もなされているということは保健師からも言われています。ただ、これについてはちょっと見解も分かれるところがあるのかなというところがありまして、従前5年ぐらい経過した後については2回目の接種も可能というような取り扱いをしてきているところがありますので、今回の条例に当たっては2回目以降の接種はできないというふうにはしておりません。要は受けられるような形になっています。本当に1回でいいかどうかということについては、さらに検証して、本当にそれで安心できるということであれば、また運用として見直していく必要があるかもしれませんけれども、現状としては一定期間経過した後2回目の受診を希望される方については受けられるような運用を図っていきたいというふう考えています。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 中頓別町肺炎球菌予防接種費用助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第45号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第45号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第45号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第45号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

最初に、21ページの改正の要旨をごらんいただきたいと思います。今回の改正につきましては、平成26年度町政執行方針に基づきましてごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、これまで一部有償としていたリサイクルごみの手数料を無償とするというものであります。リサイクルごみのうち、これまで有償で収集してきた瓶類、空き缶、ペットボトル、プラスチック容器包装、白色トレー、白色発泡スチロールも今回改正以降無償化し、一定の大きさの市販のポリ袋で出せるようにしたいという考え方であり、これによりまして、町民負担の軽減を図りますとともに、これまで燃やせるごみに混入してきたと思われるリサイクルごみに関する分別を進めて環境負荷の低減を図るとともに、ごみ処理に係る費用の削減もあわせて図っていききたいというのが改正の趣旨であります。

新旧対照表をお開きいただきたいと思いますけれども、現行につきましては、ごみ処理の手数料といたしまして、家庭系ごみということで燃やせるごみ、燃やせないごみ、リサイクルごみ、それぞれ容量別に1枚についての金額の入った別表があり、さらに指定袋の種類と価格、10枚単位で販売しているので、表がついております。この表の見直しにしまして、改正案といたしましては、先ほど趣旨で申し上げましたとおり、まずリサイクルごみの容量別の料金については無償とすることから、削除すると、あわせて重複する指定袋の種類と価格の表については不要ではないかという判断に立ちまして、改正案といたしましては家庭系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみに分け、さらに容量別の金額とした表に改正するものであります。

改正としては、別表1を次のように改正するというので、今申し上げました中で燃やせるごみについては25リットルについて43円、45リットルについて47円、燃やせないごみについては20リットルで43円、45リットルで47円というふうに改正をす

るということであります。

附則、この条例につきましては、平成26年11月1日から施行するということで、1カ月程度の周知期間を設けて、できるだけ早く無償化が実施できるようにしていきたいなというふうな考え方であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） リサイクル系のごみは、これまで指定袋だったのが指定がなくなって、市販のポリ袋というふうになっていきますけれども、市販のポリ袋ですが、一定の大きさがありますけれども、その大きさというのはどれぐらいを目安にしたらいいのでしょうか。市販となるとそんないろんなサイズのものも売っていないと思うのですが、市販のポリ袋に限らないといけないのでしょうか。ごみの減量化ということを考えますと、家庭でもいろんな際に、物を買った際に透明とか半透明の袋に入ってきたりするものもたくさんあります。そういう袋も、リサイクルごみを入れるのに市販のポリ袋でもいいし、そういう物が入っていた大きい透明、半透明の袋でもいい、どちらでもいいということにするとよりごみの減量化につながるのではないのでしょうか、この袋の基準といいますか、そこをもう少し明確にしてほしいのと、もう一つは、ごみの減量化ということで、最近すぐくふえていると思うのは紙リサイクルです。紙容器リサイクル、よくよく見てみましたら日常生活の中で出てくるティッシュペーパーのボックスを初めいろんなものが、カップ類とかもよく見たら紙リサイクルのマークがついているのです。それを全部燃えるごみにしていたのですが、そこを別にすればごみの減量化にもつながると思います。それは考えていらっやらないのでしょうか。

あと、もう一点は、20ページの別表ですけれども、改正案のところ燃やせないごみ、指定袋容量20リットルとあるのですが、これは25リットルではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 使用される袋につきましては、振興公社とも協議をしている中で、浜頓別町なんか実際先行されていて、スーパーの買いもの袋などで排出されるような方もいたと、そうすると回収した後の分別作業とかが非常に大変になるということから、現場のほうの意見を聞いて、一定の大きさが必要ということであります。基本的には、従前のように20リットル程度の、要するに今の小さいほうのごみ袋以上の大きさがあれば、中身さえ見えれば、必ずしも買ったものでないのだめだということではないというふうに運用できると思います。

それと、紙製容器包装についてでありますけれども、これについては検討はしているのでありますけれども、現状これらをストックする施設が、今の弥生地区にある施設ではちょっとできないということでありまして、そういった施設の問題を今後解消を図りながら、できるだけ早い段階で取り組めるようにしていかなければいけないというふうな認識を持

っております。

それと、燃やせないごみにつきましては、燃やせるごみの袋と若干形状が違って、実際20リットルであるというふうに認識をしているものであります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） ごみを入れる袋のことですけれども、市販のポリ袋、多分45リットルぐらいの大きさだと思うのですけれども、その大きさだと例えば4リットルのペットボトルなんかは幾つも入らないのです。入れ方によっては本当に少ししか入らないのですけれども、ある程度大きくて形が同じリサイクルごみといたしますか、そういうのは袋に入れなくてひもで縛って出すというようなことはできないのでしょうか。たしか浜頓別町、隣の町ではひもで縛ってもよいというようなことが書いてあったような気がしますけれども。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 今回条例の改正をいただければ、できるだけ速やかに今回の旬報に間に合うようにまず第1回目のお知らせをしたいというふうに考えております。10月10日の日に再度旬報で住民への周知を図っていく予定をしております。今のお話につきましては、収集委託業者である振興公社のほうにも確認をした上で、協議をして対応を決めさせていただきたいと思っております。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の協議について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案の80ページでありますので、80ページをお開きください。議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合同約の一部変更の協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。

平成26年9月24日提出、中頓別町長、野邑智雄。

83ページでございます。内容でございますが、北海道市町村職員退職手当組合から組合契約の一部変更について協議がありましたので、議決を求めるというものであります。一部変更を必要とする理由でございますけれども、根室北部廃棄物処理広域連合が新たにつくられて、新たに加入することになったことに伴いまして、退職手当組合同約の別表を変更する。この組合を追加する必要が生じたためでございます。

81ページの改め文を読み上げてご提案いたします。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合同約の一部変更は原案のとおり可決されました。

議案第46号～議案第49号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件、日程第15、議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、日

程第16、議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、日程第17、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定の件を一括議題とします。

本件については、順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。また、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定については、産業建設課平中参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

これにつきましては、45ページの制定の要旨をお開きいただきたいと思います。平成24年8月、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子供及び子供を養育する者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援を総合的に提供することを目的とする子ども・子育て支援法ほか、子ども・子育て関連3法が公布されました。この条例は、法第34条第2項及び第46条第2項において、市町村が特定保育・教育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、本町におけるこれらの基準について定めるものであります。

議案第47号でありますけれども、中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

これにつきましては、67ページをお開きいただきたいと思います。制定の要旨であります。子育て関連3法の公布につきましては、先ほどと同文であります。この条例は、これに伴う改正後の児童福祉法第34条の16において、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、本町における同基準を定めるために制定するものであります。

68ページであります。議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のと

おり制定する。

これにつきましては、75ページをお開きいただきたいと思います。制定の要旨といたしまして、子ども・子育て関連3法の公布までについては前2つの条例と同様であります。この条例は、これに伴う改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項において市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことから、本町における同基準を定めるために制定するものであります。

以上、簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 平中産業建設課参事。

○産業建設課参事（平中敏志君） それでは、議案の76ページになりますが、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

79ページをごらんいただきたいと思います。制定の要旨でございますが、有害野生動物の生息数の増加に伴う農林業への食害被害や交通事故等の生活環境被害を防止し、捕獲された個体の適正な処理を行うため、有害鳥獣処理施設を設置するものであります。現在弥生地区のほうで建設しております有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例制定ということになります。

簡単であります、説明とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第46号から議案第49号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第49号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 4時34分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第46号から議案第49号について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第49号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

議案第46号～議案第49号

○議長(村山義明君) 追加日程第1、議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第2、議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第3、議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、追加日程第4、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定の件を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長(星川三喜男君) 平成26年9月24日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果、全議案を可決いたしました。

以上、報告します。

○議長(村山義明君) 報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 中頓別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 中頓別町有害鳥獣等処理施設の設置及び管理に関する条例は委員長報告のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時41分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員